

岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する
検証結果報告書

令和8年9月

岩倉市自治基本条例審議会

目 次

1	はじめに	1
2	岩倉市自治基本条例推進状況	2～9
	（1）岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法	3
	（2）岩倉市自治基本条例推進状況の概要	3
	（3）岩倉市自治基本条例推進状況	3～9
3	岩倉市市民参加条例推進状況	10～66
	（1）岩倉市市民参加条例推進状況の検証の方法	11
	（2）岩倉市市民参加条例推進状況の概要	11
	（3）岩倉市市民参加条例推進状況	12～66
4	岩倉市自治基本条例審議会に関する資料	67～69
	（1）岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例	67
	（2）岩倉市自治基本条例審議会委員名簿	69
	（3）岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）	69

1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。

この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条において市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置き、この条例を検証することとしています。また、第 10 条の規定に基づき制定した岩倉市市民参加条例においてもその第 25 条において、その推進について、審議会で検証することとしています。

今年度は、全 3 回の会議を開催し、現状と課題を明らかにした上で、検証すべき条文の趣旨に基づく推進状況の確認と、岩倉市政全体が条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。

住民投票条例の制定に向けた動きが見られたことは喜ばしく、今後の市民討議会の行方を注視してまいります。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを願います。

岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

岩倉市市民参加条例

（審議会による検証）

第 25 条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証は、自治基本条例第 25 条第 3 項に基づき設置される審議会により行うものとします。

岩倉市自治基本条例推進状況

(令和7年4月～令和8年3月)

2 岩倉市自治基本条例推進状況

(1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法

自治基本条例の検証については、関係する各部署から提出された条例の推進のための資料を用いて、各条文の主旨に基づく推進状況とその見通しを確認し、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。今後においても、この推進状況を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。

(2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要

岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【条例の各規定に基づく事項の推進状況】

整理番号及び該当条文	審議する内容	主管課
(1) - 第10条	市民参加による提案・意見の市政及びまちづくりへの反映	秘書人事課 企画財政課 協働安全課
(1) - 第12条	住民投票に関する条例	協働安全課
(1) - 第19条	法体系の整備・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表	行政課
(1) - 第20条	法令等の遵守及び公益的通報	行政課

(3) 岩倉市自治基本条例推進状況

4 ページ以降に掲載します。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 10 条 (主管課：秘書人事課・企画財政課・協働安全課)

【条例の規定】 第 10 条
(市民参加と協働) 第 10 条 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、 <u>政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるもの</u> とします。 2 議会及び執行機関は、 <u>市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるもの</u> とします。 3 <u>市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるもの</u> とします。 4 前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
【令和 7 年度の主な取組】
・市民の声・私の提案、タウンミーティング、まちづくり出前講座を実施した。いただいたご意見については関連部署と情報を共有し、各施策における今後の方向性や予算計上について検討する中で参考とした。また、すぐに反映できるものについては実施・改善に努めた（別途資料作成）。 ・令和 7 年度から広報・市政 e モニター制度というインターネットを使い、事前に登録していただいたモニターへアンケートを実施する制度を実施した。 ・市民参加手続きの予定や実施状況について、ホームページや広報紙で公表するとともに、市民委員登録について随時募集を図った。 ・協働のための環境づくりとして、区役員を中心に地域リーダー協働講演会の開催、市民や職員を対象としたセミナーや研修の実施、行政提案・協働事業コースをはじめ各種団体へ市民活動助成金を交付した。
【令和 7 年度審議会での意見まとめ】
・「市民の声」だけでなく、市民の意見を聞く様々な手段があるとよい。若者、子育て世代、外国人などが参加しやすい仕組み作りが必要である。 ・今まで市政に参加していない人たちにどのように届けるか、具体的に考えていく必要がある。
【今後の課題】
・広報・市政 e モニター制度については、これまで意見を聴く機会が少なかった 20 代、30 代の人の意見を聴く貴重な機会となったが、より多くの意見を取り入れる必要がある。 ・条例や協働の必要性について、市民及び職員に周知啓発を図っていく必要がある。
【今後の取組の方向性】
・広報・市政 e モニターは定員を 30 人までとしていたが、令和 8 年度からは定員を 100 人に増加してより多くの意見を取り入れることができるようにする。 ・引き続き、市民参加手続きを適正に実施していく。 ・より多くの市民の参加が得られるよう、条例や制度の周知を図る。
【令和 8 年度審議会での意見・論点】
・行政区からの要望に対して、対応に時間を要するものもあると思うが、回答を先送りにせず、対応に時間を要する旨を回答していただきたい。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ ホームページのリンクがないなどの不備がないように、責任をもってチェックするべきである。・ マルチパートナーシップ型事業について、特に福祉の分野では民間の力を活用することが一層重要になってくる。マルチパートナーシップ型事業のさらなる展開を検討していただきたい。 |
|--|

【令和8年度審議会の意見まとめ】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 要望等に対しては、対応に時間を要するものはその旨を回答していただきたい。・ マルチパートナーシップ型事業のさらなる展開を検討していただきたい。 |
|--|

◇広聴の取組

	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
市民の声・私の提案	431 件	359 件	366 件	442 件
タウンミーティング	2 回 (参加者 50 人)	—	4 回 (参加者 72 人)	—
まちづくり出前講座	8 回 (参加者 853 人)	10 回 (参加者 233 人)	8 回 (参加者 246 人)	9 回 (参加者 110 人)
広報・市政 e モニター	11 回 (登録者 30 人)	—	—	—

市民の声・私の提案等で皆さんからいただいた提案や意見は、対応できるものについては速やかに対応し、すぐに対応することが難しい場合は担当課において代替策等について検討しています。

また、市民の声・私の提案についてはホームページにおいて、いただいたご意見とそれに対する市の回答を掲載しています。ご提案いただいた意見から改善等につなげたものの例は以下のとおりです。

- ・ホームページの「水道の使用開始と中止手続き」のページに「電子申請・届出システムをご利用ください。」とあるものの、電子申請・届出システムへのリンクが無く不便である。 → 意見を受け、該当のページに、使用開始届と使用中止届に係る電子申請のページへのリンクを追加し、スムーズに電子申請の手続きが行えるよう修正した。
- ・広報いわくらの表紙の写真について、撮影場所も人物が誰なのかも分からなかったため、説明文があるとよいと思う。 → 広報いわくらの表紙は原則特集記事に関連した写真としているが、表紙の説明を掲載するように変更した。

広報・市政 e モニターからいただいた意見は、市ホームページで公表するとともに庁内にも周知を行い、今後の市政運営や広報作成の参考とさせていただいた。いただいた意見から改善等につなげたものの例は以下のとおりです。

- ・広報紙のページ内の上下 2 つの記事が別物であることが分かりにくかった。 → 記事の違いが分かりにくい場合は、線などで区切りが分かるようにした。
- ・広報紙の濃いオレンジの白抜き文字は非常に見にくかった。 → これまで以上に文字の読みやすさを意識してフォント等を使うようにした。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 12 条 (主管課：協働安全課)

【条例の規定】 第 12 条
(住民投票) 第 12 条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。 2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
【令和 7 年度の主な取組】
・住民投票について改めて市民の意見を聴取するため、市民討議会の開催を検討し、開催に係る経費を令和 8 年度当初予算に計上した。
【令和 7 年度審議会での意見まとめ】
・住民投票条例制定に向けた課題を改めて洗い出すとともに、必要によっては条文の抜本的な見直し等をしてほしい。
【今後の課題】
・住民投票条例の検討を開始して 10 年以上経過し、社会情勢の変化なども踏まえ、常設型を目指すのかどうか見極めが必要である。
【今後の取組の方向性】
・市民討議会を開催し個別設置型と常設型両条例への理解を深め、住民投票条例のあり方について意見を取りまとめ、今後の方向性を検討する。
【令和 8 年度審議会での意見・論点】
・住民投票条例の制定へ向けた進展があったことは喜ばしいが、本審議会の意見だけでは動きがなかったことは残念である。本条例を最高規範としていながら、議会と執行機関のそれぞれが動くことができず、市民が置き去りとなっていることが重大な問題である。 ・首長も議員も選挙で選ばれた市民の代理人であるため、執行機関と議会を議論させる必要があったが、それができなかったことも膠着した要因のひとつである。 ・住民投票の結果が尊重されなければ住民にとって無意味な投票になるのではないか。 ・自治基本条例では岩倉に通っている人や外国人も市民と定義している。投票権の範囲をどうするかも議論の焦点である。 ・市民討議会が市民の分裂の原因とならないようにしていただきたい。
【令和 8 年度審議会の意見まとめ】
・住民投票条例の制定に向けた動きが見られたことは喜ばしいが、本審議会での度重なる指摘にもかかわらず 10 年以上の歳月を要したこと、また最高規範を掲げる自治基本条例の理念が十分に果たされてこなかったことは遺憾である。今後の市民討議会の行方を注視していく。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号(1)－ 第19条 (主管課：行政課)

【条例の規定】 第19条
(法体系の構築等) 第19条 議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。 2 市長は、次に定める条例について、制定又は改廃しようとするときは、その趣旨を公表するよう努めなければなりません。 (1) 基本的な制度を定める条例 (2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例 (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例
【令和7年度の主な取組】
<第1項> ・市ホームページの専用ページにおいて、市民に関わりの強い要綱、要領等を公表している。また、新たに制定、改廃があった際も適宜更新している。 <第2項> ・パブリックコメントの実施が必要な条例の制定や改廃はなかった。
【令和6年度審議会での意見まとめ】
・ホームページの要綱、要領等は、利用者が見やすいように整理してほしい。
【今後の課題】
・条例、規則、規程、要綱等を市民参加のツールとするために、体系的に整理する必要がある。 ・第19条第2項に基づき条例の制定や改廃時にパブリックコメントを実施する際は、より分かりやすい表現等で行う必要がある。
【今後の取組の方向性】
・法体系の構築について先進自治体の状況の把握や、課内での検討を重ね、よりよい内容とする。 ・所管課、グループ単位で市ホームページに公表している要綱、要領等の体系化について検討する。 ・引き続き、条例の制定又は改廃をしようとする際は、第19条第2項の規定の該当の有無を確認するとともにより分かりやすい表現等を用いて公表するよう努める。
【令和8年度審議会で出た意見・論点】
・AIを活用すれば電子ファイルを容易に整理することができるのではないか。 ・例えば子育てに関することで検索すると関連する要綱・要領等が出てくるような仕組みがあるとよい。
【令和8年度審議会の意見まとめ】
・AIで条例が検索できるような仕組みの構築などを検討していただきたい。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 20 条 (主管課 : 行政課)

【条例の規定】 第 20 条
(法令等の遵守及び公益的通報) 第 20 条 執行機関は、市政の適正な運営のため、法令及び条例等を遵守しなければなりません。 2 執行機関は、市の事務事業に関する法令違反等についての <u>内部の職員からの通報</u> (以下「 <u>公益的通報</u> 」といいます。)を適切に処理する仕組みを整備するよう努めなければなりません。 3 執行機関は、公益的通報を行った職員に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。 4 <u>公益的通報に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</u>
【令和 7 年度の主な取組】
・市ホームページで公益的通報制度を周知した。 ・公益的通報処理委員(弁護士)と委託契約を締結した。 ● 運用実績(通報件数) ・令和 7 年度:新規 0 件、前年度からの継続案件 1 件 ・継続案件の概要(1 件の通報において、2 つの内容の通報があったもの) (1) 通報内容 ① 公益的通報を行った職員が特定される恐れがあるため、内容については非公開とする。 ② 職員の運転する公用車の物損事故について、市の所定の手続がとられなかった。 (2) 調査結果 ① 公益的通報に関する事実の存在が、一部認められる。 ② 公益的通報に関する事実の存在が認められる。
【令和 7 年度審議会での意見まとめ】
特段の意見なし
【今後の課題】
・なし
【今後の取組の方向性】
・引き続き、当該条例の対象者(職員、委託事業者、指定管理者の従業員)に対し、庁内 L A N や市ホームページにより制度を周知する。
【令和 8 年度審議会で出た意見・論点】
特段の意見なし
【令和 8 年度審議会の意見まとめ】
特段の意見なし

岩倉市市民参加条例推進状況

(令和7年4月～令和8年3月)

3 岩倉市市民参加条例推進状況

(1) 岩倉市市民参加条例の検証の方法

市民参加条例における市民参加及び協働の推進についての検証は、同条例第 25 条の規定に基づき自治基本条例審議会により行うものとしています。

そこで、関係する各部署から提出された資料をもとに、各条文の主旨に基づく推進状況とその見通しを確認し、市民参加及び協働の実施状況について検証を行いました。

今後においても、この推進状況を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。

(2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要

岩倉市市民参加条例の検証に関すること。

(主管課:協働安全課)

分類		該当条文	審議する内容	資料
I 市民参加手続に関する検証		第 7 条	市民参加の手続の方法	
		第 8 条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表	資料 1
		第 9 条	審議会等の委員	
		第 10 条	審議会等の会議の公開等	
		第 11 条	アンケートの実施	
		第 12 条	意見交換会の開催	
		第 13 条	市民公聴会の開催	
		第 15 条	市民討議会の開催	
		第 16 条	パブリックコメント手続の実施	
		第 18 条	政策提案制度	
		第 19 条	市民委員登録制度	
II 協働の推進に関する検証	(1) 協働による事業	第 21 条	協働による政策形成等	資料 2 資料 3
	(2) 団体等への支援	第 22 条	公益的活動の支援	資料 4
		第 23 条	中間支援組織の設置	
		第 24 条	協働によるまちづくりを担う人材	

(3) 岩倉市市民参加条例推進状況

I 市民参加手続に関する検証

1 条例の規定と現状について

令和7年度中に、市民参加条例第6条の規定に基づいて市民参加の手続を実施した事案は「条例、計画等の策定又は変更」及び「既存計画等の評価」において、合わせて21件でした。以下に、各条文の規定についての実施状況を報告します。（「令和7年度 市民参加手続の実施状況」資料1参考（17ページ以降に掲載））

第7条～第16条関係（第14条除く）

①令和7年度の市民参加手続の実施状況

（1-1）政策の形成における実施状況（策定又は変更）

計画名	審議会等	アンケート (回答率)	意見 交換会等	パブリックコメント (意見数)
第5次岩倉市総合計画	5回	—	—	1回(43件)
第3期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略	—	—	—	1回(7件)
岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030(改訂版)	—	1回(29.8%)	—	—
第3次岩倉市生活排水処理基本計画	1回	—	—	1回(0件)
第10期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	3回	1回(58.4%)	—	—
岩倉市都市計画マスタープラン	4回	—	—	1回(25件)
第4次子ども読書活動推進計画	1回	—	—	1回(0件)

（過年度）

		審議会等	アンケート (回答率平均)	意見 交換会等	パブリックコメント (意見数)
R6年度 全4事案	事案数	4件	0件	0件	4件
	実施回数	15回	0回	0回	4回(44件)
R5年度 全8事案	事案数	7件	2件	0件	5件
	実施回数	19回	2回(45.7%)	0回	5回(11件)
R4年度 全9事案	事案数	7回	4件	1件	5件
	実施回数	26件	4回(56.1%)	1回(意見交換会16社)	5回(57件)

(1-2) 評価の実施状況（既存計画等）

計画等名	審議会等
岩倉市自治基本条例・岩倉市市民参加条例	3回
第5次岩倉市総合計画	3回
第2期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略	1回
岩倉市行政改革行動計画	2回
岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030	2回
第2次岩倉市環境基本計画	2回
第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	2回
第3期岩倉市地域福祉計画	2回
第2期岩倉市自殺対策計画	1回
第6期岩倉市障がい者計画	1回
第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	3回
第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	1回
岩倉市緑の基本計画	2回
岩倉市教育振興基本計画	2回

(過年度)

R 6 年度	事案数	11 件
	実施回数	23 回
R 5 年度	事案数	13 件
	実施回数	29 回
R 4 年度	事案数	11 件
	実施回数	25 回

- ・ 14 の審議会等のうち 9 つの審議会等において、市民委員として公募により 6 人、市民委員登録制度により 12 人が選任され、それぞれ審議会等に参加しました。
- ・ 一般公開した審議会等の傍聴について、2 件の事案に対して 5 人の参加がありました。

②令和 8 年度の市民参加手続の実施予定

(2-1) 政策の形成における実施予定（策定、変更、中間見直し、検討）

計画等名	審議会等	アンケート	意見交換会等	パブリックコメント
岩倉市自治基本条例 (第 12 条 住民投票)	—	—	○	—
第 3 期岩倉市教育大綱	○	—	—	○
岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030(改訂版)	○	R 7 年度 実施済み	—	○
第 8 期岩倉市障がい福祉計画及 び第 4 期障がい児福祉計画	○	—	—	○
第 3 期岩倉市地域福祉計画	○	R 3 年度 実施済み	—	○
第 10 期岩倉市高齢者保健福祉 計画及び介護保険事業計画	○	R 7 年度 実施済み	—	○
岩倉市新型インフルエンザ等対 策行動計画	R 7 年度 実施済み	—	—	○
第 2 期岩倉市教育振興基本計画	○	R 7 年度 実施済み	—	○

- ・ 1 つの事案に対して複数の市民参加手続を実施する必要がありますが、計画等の検討期間が複数年度に渡る場合は、手続の実施時期が年度をまたぐことがあります。

(2-2) 評価の実施予定（既存計画等）

計画等名	審議会等名
岩倉市自治基本条例・岩倉市市民参加条例	岩倉市自治基本条例審議会
第 5 次岩倉市総合計画	岩倉市行政評価委員会
岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会
岩倉市国民健康保険第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診 査等実施計画	岩倉市国民健康保険運営協議会
第 5 次岩倉市一般廃棄物処理計画	岩倉市廃棄物減量等推進協議会
第 2 次岩倉市環境基本計画	岩倉市環境審議会
第 3 期岩倉市地域福祉計画	岩倉市地域福祉計画推進委員会
第 2 期岩倉市自殺対策計画	岩倉市自殺対策計画推進委員会
第 6 期岩倉市障がい者計画	岩倉市障害者計画推進委員会
第 9 期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会
岩倉市健康増進計画「健康いわくら 21」(第 3 次)	岩倉市健康づくり推進委員会
岩倉市子ども未来応援計画	岩倉市子ども・子育て会議

- ・ 令和 7 年度の市民参加手続の実施状況及び令和 8 年度の実施予定については、令和 8 年 4 月に市ホームページで公表しました（随時更新）。

第 18 条関係

- ・政策提案はありませんでした。

	R 7 年度	R 6 年度	R 5 年度	R 4 年度
提案件数	0 件	0 件	0 件	0 件
検討結果	—	—	—	—

※直近では R 2 年度に 1 件採択実績あり

第 19 条関係

- ・新規登録者は 17 人（令和 8 年 3 月末時点の有効登録者：287 人）で、8 つの審議会等に 12 人が登用されました。

新規登録者（登録者総数）	17 人（287 人）
令和 7 年度中に開催された審議会等に登用されている市民登録委員の数とその委員会	12 人 ・岩倉市自治基本条例審議会（1 人） ・岩倉市総合計画審議会（2 人） ・岩倉市行政評価委員会（3 人） ・岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会（2 人） ・岩倉市自殺対策計画推進委員会（1 人） ・岩倉市障害者計画推進委員会（1 人） ・岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会（1 人） ・岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会（1 人）

2 令和 8 年度審議会が出た意見・論点

- ・30 代・40 代に岩倉の将来を考えてもらうためには、いかに興味を持ってもらうかが大きな課題である。そのため、インターネットや SNS を活用して関心の入口となる話題を提供し、段階的に関心を引き上げていく必要がある。
- ・将来の市民が市政に関心を持つよい機会として、平日昼間の会議に高校生が授業の一環として参加する方法なども考えられる。

3 令和 8 年度審議会の意見のまとめ

市民参加は本来自発的なものであるため、負担感を伴わない配慮が必要である。そのため、まずはどのような会議で何を議論するのかを「見える化」し、関心を持った人が主体的に参加できる環境づくりから始める必要がある。また、会議の案内では、単なる開催の周知にとどまらず、計画の課題や見直しのポイントを一文添えるなど、情報発信の工夫が求められる。

Ⅱ 協働の推進に関する検証

(1) 協働による事業

1 条例の規定と現状について

第5次総合計画の構成を基準に、各担当課が実施する協働事業を「協働の取組状況シート 令和7年度実施事業」(資料2(25ページ以降に掲載))として取りまとめました。事業ごとに概要と協働相手、協働の形態、事業の実績を記載しています。本シートに基づいて取組状況を検証することで、岩倉市市民参加条例第21条の規定を検証することとしています。

また、令和7年度実施事業の一覧から総合計画の章ごとに事業を抜粋し、「協働の取組状況個別シート」(資料3(49ページ以降に掲載))を作成して、協働相手の現状や課題、協働により生まれた効果などの検証を行いました。

第21条関係

・協働の形態

事業委託	行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民や市民活動団体、地域団体などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取組やより良い市民サービスの提供を進めるため、事業の実施を委ねるもの。	26事業
事業共催	市民や市民活動団体、地域団体、事業者、行政などが事業主体となって一つの事業を共同で実施する形態。実行委員会も含まれる。	21事業
補助・助成	市民活動団体や地域団体などが行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部を補助・助成するもの。	14事業
後援	市民や市民活動団体、地域団体などが公益性の高い自主事業を行う際に、行政が名義使用の許可を行う(「後援」という形で名前を連ねる)ことによって後ろ盾となり、集客や資金集めなどを円滑に行えるよう信用を付与するもの。	13事業
事業協力	行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態。アダプトプログラム等が該当する。	21事業
その他		2事業

※詳細については、「協働の取組状況シート 令和7年度実施事業」資料2に記載しています。

(2) 団体等への支援

1 条例の規定と現状について

各条文について、検証シート(資料4(60ページ以降に掲載))を作成して検証を行いました。

第22条～第24条関係

(1-1) 令和7年度の実施状況（条例、計画等の策定または変更）

条例・計画・新制度の新規策定または変更を行ったものを公表しています。

資料 1

	担当課 [＊] ルーフ [＊] (G)	対象事案	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手続の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	結果・議事録等の 公表日と公表方法 (下表※2参照)	市民参加の 実績	備考
1	企画財政課 企画政策G	第5次岩倉市総合計画	(2)	第5次岩倉市総合計画（2021年度～2030年度）の基本計画は、5年を目途に内容の見直しを行うとしており、改訂計画に向けて中間見直しを行う。	岩倉市総合計画審議会	全委員 14人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	①5月22日 ②7月15日 ③8月5日 ④9月30日 ⑤11月6日	議事録の公表 ①10月27日 ②10月27日 ③10月27日 ④11月25日 ⑤11月25日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人 ④傍聴0人 ⑤傍聴0人	
					アンケート	—	—	月 日～ 月 日	結果の公表 月 日 方法 () ()	発送 人 返送 人	令和6年度 実施済
					パブリックコメント手続	—	—	10月1日～10月30日 (30日間)	実施結果の公表 11月10日 方法 (1) (3)	5人 43件	
2	企画財政課 企画政策G	第3期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略	(2)	第2期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、5年間（2021年度～2025年度）を計画期間としており、次期計画を策定する。	パブリックコメント手続	—	—	2月2日～3月3日 (30日間)	実施結果の公表 3月11日 方法 (1) (3)	2人 7件	
3	協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030(改訂版)	(2)	令和8年度に改訂を予定しているため、改訂に向けて令和7年7月頃にアンケートを実施する。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	全委員 人 ・公募 人 ・市民登録 人	公開	① 月 日 ② 月 日	議事録の公表 ① 月 日 ② 月 日 方法 () ()	①傍聴 人 ②傍聴 人	令和8年度 実施予定
					アンケート	—	—	9月8日～9月30日	結果の公表 3月中旬公表予定 方法 (1) (3)	発送2,000人 返送596人	
4	環境政策課 廃棄物G	第3次岩倉市生活排水処理基本計画	(2)	計画期間10年間（2026年度～2035年度）の第3次計画を策定する	岩倉市環境審議会	全委員 12人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	1月19日	議事録の公表 1月30日 方法 (3) (1)	傍聴0人	
					パブリックコメント手続	—	—	2月2日～3月3日 (30日間)	実施結果の公表 3月中旬公表予定 方法 (3) (1)	0人 0件	
5	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第10期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年毎に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	全委員 14人 ・公募 0人 ・市民登録 1人	公開	①6月30日 ②10月20日 ③2月16日	議事録の公表 ①7月10日 ②11月7日 ③3月予定 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人	
					アンケート	—	—	11月21日～12月10日	結果の公表 令和8年4～6月予定 方法 (1) (3)	発送2,940人 返送1,717人	

	担当課* ループ (G)	対象事案	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手段の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	結果・議事録等の 公表日と公表方法 (下表※2参照)	市民参加の 実績	備考
6	都市整備課計 画営繕G	岩倉市都市計画マスター プラン	(2)	岩倉市都市計画マスタープランは、10年 間（2021年度～2030年度）を計画期間と しており、中間見直しを実施する。	岩倉市都市計画マスタープラン 及び緑の基本計画検討委員会	全委員 16人 ・公募 0人 ・市民登録 1人	公開	① 5月30日 ② 7月31日 ③ 8月29日 ④ 12月3日	議事録の公表 ① 6月16日 ② 8月25日 ③ 9月19日 ④ 12月16日 方法 (1) (3)	①傍聴 3人 ②傍聴 1人 ③傍聴 0人 ④傍聴 1人	
					パブリックコメント手続	—	—	10月1日～10月30日 (30日間)	実施結果の公表 11月17日 方法 (1) (3)	25人 20件	
7	生涯学習課 図書館G	第4次子ども読書活動推進 計画	(2)	第3次岩倉市子ども読書活動推進計画の計 画期間（2021～2025年度）終了に伴い 2026年度から2031年度にかけて第4次岩倉 市子ども読書活動推進計画を策定するも の。	図書館協議会	全委員 8人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	3月23日	議事録の公表 3月末予定 方法 (1) (3)	傍聴 0人	
					パブリックコメント手続	—	—	2月19日～3月20日 (30日間)	実施結果の公表 3月末予定 方法 (1) (3)	0人 0件	

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の
制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行うもの
としています。

- (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
- (2) 広報への掲載
- (3) ホームページへの掲載
- (4) その他市長が必要と認める方法

(1-2) 令和7年度の実施状況（既存計画等の評価）

第6条第1項に該当する要件（1）、（2）に該当する既存計画等の単年度評価（進捗管理等）を行ったものを公表しています。

	担当課グループ (G)	対象事業	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手段の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	議事録等の公表日 と公表方法（下表 ※2参照）	市民参加の 実績	備考
1	企画財政課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 岩倉市市民参加条例	(1)	岩倉市自治基本条例及び岩倉市市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①6月27日 ②7月10日 ③8月1日	議事録の公表 ①～③9月29日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	
2	企画財政課 企画政策G	第5次岩倉市総合計画	(2)	第5次岩倉市総合計画の進捗状況について岩倉市行政評価委員会において評価・意見を受ける。	岩倉市行政評価委員会	全委員 10人 ・公募 0人 ・市民登録 3人	公開	①10月7日 ②10月21日 ③11月4日	議事録の公表 ①～③1月15日 方法 (1) (3)	①～③ 傍聴0人	
3	企画財政課 企画政策G	第2期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略	(2)	第2期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について岩倉市行政評価委員会において評価・意見を受ける。	岩倉市行政評価委員会	全委員 10人 ・公募 0人 ・市民登録 3人	公開	①5月27日	議事録の公表 ①10月1日 方法 (1) (3)	①傍聴0人	
4	企画財政課 財政G	岩倉市行政改革行動計画	(2)	岩倉市行政改革行動計画の進捗状況について岩倉市行政評価委員会において評価・意見を受ける。	岩倉市行政評価委員会	全委員 10人 ・公募 0人 ・市民登録 3人	公開	①7月17日 ②8月7日	議事録の公表 ①・②10月15日 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人	
5	協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	全委員 14人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	①11月11日 ②11月26日	議事録の公表 ①12月9日 ②1月20日 方法 (1) (3)	傍聴0人	
6	環境政策課 さくら・川・環境G	第2次岩倉市環境基本計画	(2)	第2次岩倉市環境基本計画の進捗状況を岩倉市環境審議会にて評価し、次年度以降の施策に反映するもの。	岩倉市環境審議会	全委員 12人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①7月14日 ②1月19日	議事録の公表 ①8月18日 ②1月30日 方法 (1) (3)	傍聴0人	
7	環境政策課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度以降の施策に反映するもの。	岩倉市廃棄物減量等推進協議会	全委員 17人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①11月17日 ②3月2日	議事録の公表 ①12月12日 ②3月下旬予定 方法 (1) (3)	傍聴0人	
8	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況を岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会にて評価するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	全委員 14人 ・公募 0人 ・市民登録 1人	公開	①6月30日 ②10月20日 ③2月16日	議事録の公表 ①7月10日 ②11月7日 ③3月予定 方法 (1) (3)	①～③ 傍聴0人	
9	福祉課 社会福祉G	第3期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 0人	公開	①5月12日 ②11月18日	議事録の公表 ① 7月23日 ② 1月5日 方法 (1) (3)	傍聴0人	

	担当課グループ (G)	対象事業	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手段の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	議事録等の公表日 と公表方法（下表 ※2参照）	市民参加の 実績	備考
10	福祉課 社会福祉G	第2期岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策 計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	全委員 12人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	5月19日	議事録の公表 5月28日 方法 (1) (3)	傍聴0人	
11	福祉課 障がい福祉G	第6期岩倉市障がい者計画	(2)	岩倉市障がい者計画の進捗状況を岩倉市障害者計 画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障害者計画推進委員会	全委員 16人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	3月3日	議事録の公表 3月末予定 方法 (1) (3)	傍聴 人	
12	こども家庭課 子育て支援G	第2期岩倉市子ども・子育て支 援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提 供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況を評 価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	全委員 12人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	11月17日	議事録の公表 12月5日 方法 (1) (3)	傍聴0人	
13	都市整備課計 画営繕G	岩倉市緑の基本計画	(2)	岩倉市緑の計画の進捗状況を岩倉市都市計画マス タープラン及び緑の基本計画検討委員会にて評価 するもの。	岩倉市都市計画マスタープラン及 び緑の基本計画検討委員会	全委員 16人 ・公募 0人 ・市民登録 1人	公開	①8月29日 ②12月3日	議事録の公表 ① 9月19日 ② 12月16日 方法 (1) (3)	傍聴 ①0人 ②1人	委員会としては全4回開 催しているが、本計画に 関する内容は2回のみ。
14	学校教育課 学校教育G	岩倉市教育振興基本計画	(2)	岩倉市教育振興基本計画の進捗状況を岩倉市教育 振興基本計画推進委員会にて評価するもの	岩倉市教育振興基本計画推進委員 会	全委員 4人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①7月11日 ②7月25日	議事録の公表 3月末予定 方法 (1) (3)	①傍聴0人 ②傍聴0人	

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の
制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行うものとしています。

- (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
- (2) 広報への掲載
- (3) ホームページへの掲載
- (4) その他市長が必要と認める方法

(2-1) 令和8年度の実施予定（条例、計画等の策定または変更）

令和8年度に条例または計画の新規策定または変更を行うものを公表しています。

	担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項に該当する 要件（下表※1参照）	概要（総括）	市民参加の手続の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期（予定）
1	企画財政課 企画政策G	第3期岩倉市教育大綱	(2)	第2期岩倉市教育大綱、5年間（2022年度～2026年度）を計画期間としており、次期計画を策定する。	岩倉市総合教育会議 アンケート 意見交換会 パブリックコメント手続	なし (構成員が法で定められているため) — — —	公開 — — —	令和8年度中に実施予定 令和9年1月 (30日間)
2	協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030(改訂版)	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030は、5年を目途に内容の見直しを行うとしており、改訂計画に向けて中間見直しを行う。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会 アンケート 意見交換会 パブリックコメント手続	なし (任期途中のため) — — —	公開 — — —	令和8年7, 8, 12月 令和7年度実施済 令和9年1月 (30日間)
3	協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 (第12条 住民投票)	(1)	平成25年4月1日施行の岩倉市自治基本条例の第12条住民投票について、住民投票条例の必要性を含めて検討するため市民討議会を行う。	審議会 アンケート 意見交換会（市民討議会） パブリックコメント手続	— — — —	— — — —	令和8年11月、12月
4	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第10期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	第10期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は令和9年度から令和11年度の3年間を計画期間としている。岩倉市の高齢者保健福祉、介護保険制度の運営等の内容に加えて、認知症施策推進計画を一体的に定める計画を策定するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会 アンケート 意見交換会 パブリックコメント手続	なし (任期途中のため) — — —	公開 — — —	令和8年6月 令和8年8月 令和8年10月 令和8年11月 令和8年12月 令和9年2月 令和7年度実施済 年 月 令和9年1月 (30日間)
5	福祉課 障がい福祉G	第8期岩倉市障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画	(2)	第7期岩倉市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の計画期間が令和8年度までとなっており、次期計画を策定する。	岩倉市障害者計画推進委員会 アンケート 意見交換会 パブリックコメント手続	公募中 — — —	公開 — — —	令和8年8月 令和8年12月 令和9年1月 (30日間)

	担当課 ^ケ ループ [°] (G)	対象事案	第6条第1項に該当する要件（下表※1参照）	概要（総括）	市民参加の手段の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期（予定）
6	福祉課 社会福祉G	第3期岩倉市地域福祉計画	(2)	第3期岩倉市地域福祉計画は7年間（令和5年度～令和11年度）を計画期間としており、中間見直しは令和8年度となっており、計画の中間見直しを策定する。	岩倉市地域福祉計画推進委員会 アンケート 意見交換会 パブリックコメント手続	なし (任期途中のため) — — —	公開 — — —	令和8年5月 令和8年9月 令和8年12月 令和9年3月 令和3年度実施済 令和8年11月 (30日間)
7	学校教育課 学校教育G	第2期岩倉市教育振興基本計画	(2)	岩倉市教育振興基本計画は、10年間（2017年度～2026年度）を計画期間としており、次期計画を策定する。	岩倉市教育振興基本計画推進委員会 アンケート 意見交換会 パブリックコメント手続	なし — — —	公開 — — —	令和8年4月 ～令和9年3月 令和7年度実施済 令和9年1月 (30日間)
8	健康課 保健予防G	岩倉市新型インフルエンザ ^サ 等対策行動計画	(2)	新型コロナウイルス対応で得られた知見を踏まえ政府行動計画及び愛知県行動計画が改定されたため、市行動計画についても、同様の改定を行うもの。	健幸づくり推進委員会 アンケート 意見交換会 パブリックコメント手続	なし — — —	公開 — — —	令和8年2月 令和8年5月 (30日間)

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(2-2) 令和8年度の実施予定（既存計画等の評価）

令和8年度に第6条第1項に該当する要件（1）、（2）に該当する既存計画等の単年度評価（進捗管理等）を行うものを公表しています。

	担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項に該当する 要件（下表※1参照）	概要（総括）	市民参加の手段の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期（予定）
1	企画財政課 企画政策G	第5次岩倉市総合計画	(2)	第5次岩倉市総合計画の進捗状況について岩倉市行政評価委員会において評価・意見を受ける。	岩倉市行政評価委員会	なし (任期途中のため)	公開	
2	企画財政課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 岩倉市市民参加条例	(1)	岩倉市自治基本条例及び岩倉市市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	なし (任期途中のため)	公開	岩倉市自治基本条例審議会 令和8年6月 令和8年7月 令和8年8月
3	協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	なし (任期途中のため)	公開	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会 令和8年7, 8, 12月 パブリックコメント 令和9年1月
4	環境政策課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度以降の施策に反映するもの。	岩倉市廃棄物減量等推進協議会	なし	公開	令和8年11月 令和9年3月
5	環境政策課 さくら・川・環境G	第2次岩倉市環境基本計画	(2)	第2次岩倉市環境基本計画の進捗状況を岩倉市環境審議会にて評価し、次年度以降の施策に反映するもの。	岩倉市環境審議会	なし	公開	令和8年10月
6	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況を岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会にて評価するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	なし (任期途中のため)	公開	令和8年6月 令和8年8月 令和8年10月 令和8年11月 令和8年12月 令和9年2月
7	福祉課 社会福祉G	第3期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	なし (任期途中のため)	公開	令和8年5月 令和8年9月 令和8年12月 令和9年3月

	担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項に該当する要件（下表※1参照）	概要（総括）	市民参加の手続の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期（予定）
8	福祉課 社会福祉G	第2期岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	なし (任期途中のため)	公開	令和8年5月
9	福祉課 障がい福祉G	第6期岩倉市障がい者計画	(2)	岩倉市障がい者計画の進捗状況を岩倉市障害者計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障害者計画推進委員会	公募中	公開	令和8年8月 令和8年12月
10	こども家庭 課子育て支援G	岩倉市子ども未来応援計画	(2)	子どもの権利の保障並びに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況を評価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	なし	公開	岩倉市子ども・子育て会議 令和8年10月頃開催
11	健康課 健康支援G	岩倉市健康増進計画「健康いわくら21」（第3次）	(2)	岩倉市健康増進計画「健康いわくら21」（第3次）の進捗状況を岩倉市健幸づくり推進委員会にて評価するもの。	岩倉市健幸づくり推進委員会	なし	公開	令和8年8月
12	市民窓口課 国保年金G 医療G	岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画	(2)	岩倉市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の進捗状況を岩倉市国民健康保険運営協議会にて評価するもの。	岩倉市国民健康保険運営協議会	なし (任期途中のため)	公開	岩倉市国民健康保険運営協議会 令和8年5月 令和9年1月

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

協働の取組状況シート 令和7年度実施事業

資料2

No.	Ⅰ．協働の形態	Ⅱ．総合計画の章	Ⅲ．担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1)事業名	(2)開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3)概要	(4)協働の相手	(5)令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
1	事業委託 事業協力	1. 健やかで いつまでも安 心して暮らせ るまち	福祉課	地域福祉計画推 進事業	①②平成25年度	地域共生社会の実現に向けて包括 的な支援体制の構築を進めるとと もに、市民の主体的な助け合い・ 支え合い活動の活性化に取り組 む。令和7年度は市職員・市内障が い・介護保険サービス事業者とと もに複雑・複合的な課題に取り組 むための研修会を実施した。	岩倉市社会福祉 協議会	137,683円	●地域つながり会議 ・地域つながり講演会 1回 ●顔の見える連携交流会 ・事例検討などの交流会 3回 ・講演会 1回
2	事業委託	1. 健やかで いつまでも安 心して暮らせ るまち	福祉課	市行事手話通 訳、要約筆記設 置事務	①②不明	市民ボランティアの協力のもと、 市が行う主な行事に手話通訳、要 約筆記を設置している。	手話サークルこ いのぼり 要約筆記サーク ルさくら	119,200円	●手話通訳 【市民盆おどり】 【岩倉市敬老会】 【ふれ愛まつり】 【健康フェア講演会】 【市制54周年記念式典】 【冬の鍋フェス】 【二十歳のつどい】 【市民健康マラソン】 【人権研修会】 【桜まつり】 ●要約筆記 【岩倉市敬老会】 【健康フェア講演会】 【市制54周年記念式典】 【人権研修会】
3	事業共催	1. 健やかで いつまでも安 心して暮らせ るまち	長寿介護課	認知症サポ ーター養成事業	①②平成19年度	認知症の理解を深めるため、小学 校や市内の企業などに出向き、認 知症サポーター養成講座を実施し ている。 市の職員を対象に養成講座も実施 している。	いわくら認知症 ケアアドバイ ザー	0円	【認知症サポーター養成講座】 5回（受講者298名） 市内小学校ほか

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
4	事業共催	1. 健やかで いつまでも安 心して暮らせ るまち	健康課	健幸づくりサ ポーター事業	①②令和6年度	市民の主体的な健康づくり活動を 支援するために、様々な分野で健 康づくりの視点を持って取り組む 市民、地域団体、市民活動団体及 び事業所等と連携し、誰もが気軽 に健康づくりに取り組める環境づ くりを実現する。	健幸づくりサ ポーター	450,718円	●運動の推進事業 開催回数 78回 延参加者数 1,667人 ●食生活の改善事業 開催回数 18回 延参加者数 112人 ●健康情報の発信 4回 (内容) ・熱中症予防 ・食中毒予防 ・感染症予防 ・口腔機能維持について ●名鉄スイミングスクール岩倉と 協働で運動講座（2回コース）を 実施 第1回保健センター16人 第2回名鉄スイミングスクール 岩倉 12人 ●（株）ヤクルト東海と協働で健 康測定会を実施（2日間） 参加者数 85人
5	事業共催	1. 健やかで いつまでも安 心して暮らせ るまち	健康課	健康フェア	①②昭和59年度	市民の健康づくりの動機づけを目的 として、健康づくりに関わりのある 団体との協働により、講演会 や歯科健診、展示・体験コーナー などを実施した。	健康フェア実行 委員会	1,149,888円	2日開催 参加者3,416人、協力者42人

No.	Ⅰ．協働の形態	Ⅱ．総合計画の章	Ⅲ．担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
6	補助・助成	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	長寿介護課	老人クラブ補助金	①②平成16年度	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織で、自らの生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。 岩倉市老人クラブ連合会への補助金により、介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりに寄与している。	岩倉市老人クラブ連合会	5,704,684円	【さくらの家】 ①老人クラブ介護予防・健康づくり事業 30回 429人 ②老人クラブ文化部等 126回 1,375人 ③老人クラブ会議等 13回 396人 【南部老人憩の家】 ①老人クラブ介護予防・健康づくり事業 24回 386人 ②老人クラブ文化部等 76回 892人 ③老人クラブ会議等 13回 306人 【地域貢献活動等】 戸別ゆうあい訪問等 (すこやかタクシーチケット申請代行)
7	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	他機関連携による健康教育	①②平成21年度	健康いわくら21（第2次）計画を推進し、市民自ら健康づくりに取り組む事を支援するため、地域の関係団体・学校・企業等と連携し、健康教育を実施。 さらに健幸都市宣言後は、「健幸伝道師」として新たに周知し、健康教育を実施。	老人クラブ・民生委員・児童委員等	0円	健幸づくり出張講座 33回実施、722人参加
8	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	健康マイレージ事業	①②平成26年度	健康づくりに継続的に取り組むことや健診を受けること、市内の公共施設を利用してもらうこと等で優待カード「まいか」を発行する。愛知県内の協力店舗には、優待・サービスの提供に協力してもらう。	市内協力店舗 市内公共施設	123,159円	協力店舗 14店舗 まいか発行数 147枚 (紙58枚・アプリ89枚)

No.	Ⅰ．協働の形態	Ⅱ．総合計画の章	Ⅲ．担当部署	Ⅳ．協働事業					Ⅴ．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
9	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	こども家庭課	赤ちゃん訪問事業	①②平成21年度	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する様々な不安や悩みを聴くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員・児童委員	5,205,269円	家庭訪問数369件
10	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課 *実施主体は生涯学習課	4か月児健康診査での子育て親育ちミニ講座	①②平成20年度	4か月児健康診査において、子育てネットワークが子育てのポイントについてミニ講座を実施し、子育て親育ちを支援。	子育てネットワーク	36,000円	実施日：各月数回 参加者数：各回1名
11	その他	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	企画財政課	岩倉市におけるユニバーサルデザインの推進	①②平成16年度	ユニバーサルデザインを推進する事業を行う。	いわくら・ユニバーサルデザイン研究会	0円	・小学校UD講座 対象 市内全小学校の4年生児童 実施期間 4月～2月 実施回数 全23回 ・車いすを必要としない人が停めないキャンペーン 実施回数 1回（ふれ愛まつり会場にて実施） ・人にやさしい街づくり地域セミナーin岩倉 実施回数 1回（1月31日開催） 参加人数 41人
12	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	企画財政課	28歳の集い	①②平成29年度	同級生・同窓生とのつながりを再構築し、地元の良さを再認識することで、定住につなげることを目的として、当該年度中に28歳を迎える人によって構成される実行委員会により、28歳の集いの企画・運営を行う。	28歳の集い実行委員会	480,188円	実施日 2月7日 参加者数 30人

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
13	事業委託	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	病後児保育事業	①②平成30年度	病気の子どもが回復期で集団生活が困難な場合に、市内NPO法人が運営する病児保育室てっぴールームで預かっている。	NPO法人はんどいんはんど	4,305,000円	延べ利用者数74人
14	事業委託	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	学校教育課	魅力ある学びづくり支援事業	①②令和元年度	学校の主体性や独自性を大切にした取組を推進し、児童生徒や教員、地域社会にとって魅力ある学校となるよう取り組むもの。	市内小中学校 地域人材	3,000,000円	地域人材の活用にあたり、小中学校間での人材活用についての情報共有を図った。
15	事業委託	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	民俗資料企画展等委託	①②平成10年度	市民有志による民具研究会への委託により、図書館3階の民具の整理と郷土資料室の展示、企画展の開催及び電子台帳の整備を行う。	岩倉民具研究会	493,460円	【企画展】「綿と繭からつむぐ暮らし」2/18～3/1 3/3～15
16	事業委託	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市指定文化財保護事業（岩倉桜まつり協賛、山車巡行・からくり実演）	①②平成4年度	3両の山車が岩倉街道を巡行するとともに、桜満開の五条川の橋の上でからくりの実演を行い、多くの人々の目と心を楽しませる岩倉の春の風物詩とする。	岩倉市山車保存会	1,778,930円	実施日：R8.3.28

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
17	事業委託	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	スポーツ振興事業	①②不明	岩倉市スポーツ協会に委託し、スポーツ大会・教室を開催する。	岩倉市スポーツ協会	5,102,304円	○6/8スポーツレクリエーション祭（142人） ○7/6青少年剣道大会（271人） ○9～12月市民球技大会（参加者494人） ○10/12県内招待少年空手道交流大会（174人） ○11/8・9スポーツフェア（参加者1,287人） ○11/16市民グラウンドゴルフ大会（参加者34人） ○11/29スポーツ振興事業（参加者「あそびバ！」親子46組「キッズチャレンジ」94人） ○12/6愛知駅伝大会（参加19人） ○3/1市民健康マラソン（参加者1,233人） ○3/8ダンス&体操発表会（参加者144人）
18	事業委託	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	地域スポーツ交流事業	①②平成21年度	岩倉スポーツクラブに委託し、だれでも気軽にできるニュースポーツ大会を開催する。	岩倉スポーツクラブ	643,700円	○5/10 4コートバレーボール大会（参加者46人） ○6/21 カローリング大会（参加者64人） ○10/11 歩こう会（参加者35人） ○1/24 餅つき&伝承遊び（参加者40人） ○9/6 市民カローリング大会（参加者61人） ○スポーツ教室（全102回）（参加者2,118人）

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ．協働事業					Ⅴ．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
19	事業委託	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市民茶会	①②不明	岩倉市文化協会に委託して史跡公園の鳥居建民家で開催。併せて箏の演奏と陶芸展示も行う。	岩倉市文化協会	168,736円	実施日：4/29 参加人数：198名
20	事業委託	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	人形劇フェスティバルの開催	①②平成7年度	9月に開催される人形劇フェスティバルに関する企画、運営を行う。	岩倉市図書館人形劇上演実行委員会	320,000円	実施日：9/13 参加人数：395人
21	事業委託	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	岩倉市民文化祭茶接待	①②昭和52年度	文化祭では、市民からなる岩倉市美術展審査委員会や出品者の協力を得て開催。茶接待は岩倉市文化協会への委託により開催している。	美術展審査委員 岩倉市文化協会 市民	208,973円	○文化祭 実施日：11/1～4 参加者数：2,967人 ○茶接待 実施日：11/1,2 参加者数：452人
22	事業委託	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市民音楽祭	①②平成9年度	音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催。岩倉市文化協会（岩倉市音楽連盟）及び参加団体により事業運営をしている。	岩倉市文化協会 音楽祭出演団体	247,289円	実施日：11/2 参加者数：568人（うち出演者310人）
23	事業共催	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	二十歳のつどい事業	①②平成13年度	当該年度中に二十歳を迎える方によって構成される実行委員会により、二十歳のつどいの企画・運営を行う。	二十歳のつどい 実行委員会	762,000円	実施日：1/11 実行委員：8人、参加者数300人

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
24	事業共催	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	シニア大学	①②平成21年度	60歳以上を対象とする生涯学習講座で教養学部・健康学部・社会学部の3学部からなる。市民からなる委員が企画をする。	シニア大学企画委員	生涯学習センター指定管理料から講師謝礼等	年間を通して教養学部・健康学部・社会学部をそれぞれ10回ずつ開催。(全30回・受講者数延べ1,374人)
25	事業共催	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	さわやかセミナー	①②平成21年度	50歳以上を対象とする生涯学習講座で、市民からなる委員が企画をする。	さわやかセミナー企画委員	生涯学習センター指定管理料から講師謝礼等	年間を通して5回開催。(受講者数延べ367人)
26	補助・助成	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	子ども会育成事業	①②昭和54年度	岩倉市子ども会連絡協議会及び単位子ども会の運営事務や活動補助を行っている。	岩倉市子ども会連絡協議会 単位子ども会	1,302,600円	・年少リーダー講習会（3回実施）延べ180人 ・南小学校区スポーツ大会 雨天中止 ・北小学校区スポーツ大会316人 ・五条川小校区親子スポーツデー460人 ・曾野小学校区スポーツ大会121人 ・夏のお楽しみ会394人
27	補助・助成	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	児童館母親クラブ育成事業	①②平成24年度	児童館母親クラブの活動補助を行っている。	児童館母親クラブ	120,000円	・ゴキブリ団子作り、公園点検 13人 ・児童館合同行事(みんな楽しくモルックであそぼう!) 52人 ・大道芸人オマールえびによる「絵本×大道芸ライブ」 53人 ・おこしものづくり 36人 ・親子寄せ植え体験 25人

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
28	補助・助成	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	家庭訪問型子育て支援ボランティア養成事業	①②令和4年度	市内NPO法人が実施する家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート事業）に従事するボランティアを育成するための経費に対して補助を行っている。	NPO法人はんどいんはんど	182,000円	令和7年度末 オーガナイザー2人（前年度比±0） ホームビジター19人（前年度比+2人） 11家庭 延べ49回訪問
29	補助・助成	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	社会教育関係団体育成補助金	①②昭和48年度	社会教育関係団体が会員相互の教養文化を深めるとともに、住民福祉の増進に寄与するため、補助金を交付する。	岩倉市文化協会 岩倉市民吹奏楽団 岩倉市スポーツ協会	【岩倉市文化協会】 1,548,879円 【岩倉市民吹奏楽団】 663,369円 【岩倉市スポーツ協会】 43,215,337円	【岩倉市文化協会】 会員664人 【岩倉市民吹奏楽団】 会員68人 【岩倉市スポーツ協会】 会員1,597人
30	補助・助成	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	スポーツ指導者養成事業	①②平成13年度	初心者が取り組みやすいニュースポーツの指導者や、スポーツ少年団の指導者の質を高めるために補助事業を行っている。	岩倉市スポーツ協会 岩倉スポーツクラブ	65,950円	JSP0公認スポーツコーチングリーダー登録料補助者 3人 JSP0公認コーチングアシスタント登録料補助者 0人 JSP0公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）登録料補助者 2人
31	後援	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	こどもの未来応援講座	①不明 ②令和7年度	社会貢献活動の一環 子どもの個性を活かすための声掛け、意識付けを学ぶ	一般社団法人おやこラボ	0円	実施日：4/28・30 参加人数：10名
32	後援	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	美容万博×伝統万博	①不明 ②令和7年度	職場体験。学生の中から学ぶこと働くことのすばらしさ、楽しさを知ってもらい目標や未来を想像してもらいたい。	株式会社アモール	0円	実施日：5/6 参加人数：1,000名

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ． 協働事業					V． 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
33	後援	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	セントラル愛知交響楽団第31回岩倉定期演奏会	①不明 ②令和7年度	岩倉市内の文化団体との共同企画・演奏を通して市民文化の向上に直接寄与をするため。	セントラル愛知交響楽団	0円	実施日：7/13 参加予定人数：225名
34	後援	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	第52回母親大会	①不明 ②令和7年度	記念講演	岩倉母親連絡会	0円	実施日：6/15 参加者数：108名
35	後援	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	名城尾北会第30回セミナー	①不明 ②令和7年度	地域住民の生涯学習の一助とするための地域貢献活動	名城尾北会 会長 大島 富雄	0円	実施日：6/21 参加者数：38名
36	後援	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	岩倉市こどもまんなかアクション推進シンポジウム	①令和7年度 ②令和7年度	「生まれる前からの切れ目のない子育て家庭支援」に対する意識醸成を図り、地域全体での子育てを行っていく機運を高め、「岩倉市こどもまんなかアクション」をより一層推進することを目的として、シンポジウムを開催するもの	岩倉市 岩倉市長 久保田桂朗	0円	実施日：9/14 参加人数：390名
37	後援	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	WAになって みんなでたこ世界のたいこドラムサークル	①不明 ②令和7年度	地域共生社会の推進	岩倉市障害者連絡協議会	0円	実施日：11/2 参加人数：109名 (うち協力者19名)
38	後援	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	第48回 岩倉市吟剣詩舞道大会	①令和3年度 ②令和7年度	岩倉市内の吟剣詩舞を通じた文化交流	岩倉市吟剣詩舞道協議会 赤塚瑞朋	0円	実施日：10/26 参加人数：93名
39	後援	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	こどもの未来応援講座	①不明 ②令和7年度	社会貢献活動の一環 子どもの個性を活かすための声掛け、意識付けを学ぶ	一般社団法人おやこラボ	0円	実施日：10/27・10/29 参加人数：10名
40	後援	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	2025夢コンサート	①昭和54年度 ②令和7年度	音楽を通して障児・者の自立と社会参加の促進を図り、地域住民との交流機会を確保し、理解を深める	社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会	0円	実施日：12/21 参加人数：不明138名 (一般46名、ボランティア33名、出演者33名、その他26名)
41	後援	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	第25回 岩倉市音楽連盟わくわくコンサートわくわくコンサート	①不明 ②令和7年度	市民に連盟の活動をアピールするとともに、加盟団体相互の連帯感を深める。	岩倉市音楽連盟 会長 岸信博	0円	実施日：2/8 参加予定人数：261名 (うち出演者121名)

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ． 協働事業					V． 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
42	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	ワークショップ「7カ国語で話そう。」～親子で世界の言葉を体験しよう～	①令和3年度 ②令和7年度	幼い時期から瀬下の言葉を身近に感じること。親子で一緒にという環境を作ること。	ヒップファミリークラブ岩倉	0円	実施日：3/12・3/14 参加者数：32名
43	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	第55回「山から流れる風」展	①不明 ②令和7年度	芸術文化の国際交流を通して「新しい自己の発見の場」とする	美術協会「風」	0円	実施日：11/28～11/30 参加者数：260名
44	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	ファミリー・サポート事業	①②平成12年度	子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）とお手伝いをしたい人（援助会員）が、お互いに子育てを助け合うことにより、仕事と育児を両立できる環境づくりを行う。	市民	4,807,176円	令和7年度 依頼会員226人 援助会員65人 両方会員28人
45	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	児童館運営事業	【平和を考える会】 ①②平成21年度 ※昭和から事業を実施しているはずだが、記録が確認できた年を記述した。 【地域交流会】 ①②昭和51年度 【おこしものづくり】 ①②平成24年度 【みんな楽しくモルックであそぼう！】 ①②令和4年度	【平和を考える会】 岩倉語り部の会、岐阜の空襲を記録する会の協力を得て、子どもたちと共に平和の大切さを考える会 【地域交流会】 地域の老人クラブの協力を得て、ゲームなどを楽しみ子どもたちとの交流を図る。 【おこしものづくり】 愛知県の郷土料理である「おこしもの」を児童館母親クラブと共に行う。 【みんな楽しくモルックであそぼう！】 フィンランド発祥のスポーツ「モルック」の体験を通し、子ども、大人、および母親クラブとの異世代交流を図る。	【平和を考える会】 岩倉語り部の会、岐阜の空襲を記録する会 【地域交流会】 老人クラブ、児童館母親クラブ、民生委員 【おこしものづくり】 児童館母親クラブ 【みんな楽しくモルックであそぼう！】 児童館母親クラブ	38,234,230円	【平和を考える会】 令和8年3月19日（木） 第一児童館で開催 参加者 28人（小学生、岩倉語り部の会、岐阜空襲を記録する会など） 【地域交流会】 令和8年3月14日（土）、24日（火）～26日（木） 各児童館（7か所）で開催 参加者 233人（7か所合計） （小学生、老人クラブ、母親クラブ、民生委員など） 【おこしものづくり】 令和8年2月28日（土） 第一児童館で開催 参加者 26人（幼児、小学生、保護者、母親クラブ） 【みんな楽しくモルックであそぼう！】 令和7年10月25日（土） 神明ふれあい広場で開催 参加者 52人

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
46	事業協力	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	こども家庭課	にこにこシティ いわくら	①②平成21年度	子ども行動計画に基づき、子どもの意見表明の場として、子ども自ら企画運営する「にこにこシティ」は、関係団体や個人ボランティアが子どもたちをサポートする。	母親クラブ 児童館運営委員 個人ボランティア 岩倉ボランティア サークル	38,234,230円	令和7年11月29日（土） 第一児童館で開催 参加者 延べ208人(177人、実行委員31人) ボランティア 14人 サポーター 161人（当日以外で制作などのお手伝いをしてくれた児童）
47	事業協力	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	学校教育課	学校給食事業	①②昭和53年度	各小中学校のPTAの代表を委員に含めた学校給食センター運営委員会を年に数回開催し、給食センターの運営に関する重要な事項及びこれに伴う調査研究を行い、給食センターの運営方針を決定する。また、献立作成や食材選定についてもPTAの代表を含め決定している。	保護者の代表	105,000円	【学校給食センター運営委員会】 7/16・2/18 【献立作成委員会】年7回（うち保護者代表の参加 5回） 【物資選定委員会】年11回（うち保護者代表の参加 9回）
48	事業協力	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	点訳図書の作成	①②昭和59年度	点訳図書を図書館に所蔵する。視覚障がいがある人も読書を楽しめる環境を提供している。	岩倉点字くすのきの会	0円	近年図書の寄贈などの実績なし
49	事業協力	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	録音図書の作成	①②昭和63年度	録音図書を図書館に所蔵する。視がいにによる表現の認識に障がいのある人も本の世界を楽しめる環境を提供している。	岩倉市音訳の会 あめんぼ	0円	随時（水曜日中心）（活動者25名） 蔵書135タイトル
50	事業協力	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	おはなし会の実施	①②昭和59年度	おはなし会をきっかけにして、図書館に親しむ子どもを増やしている。	岩倉市図書館おはなし会	0円	毎週土曜日実施 （活動者20名）
51	事業協力	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	ストーリーテリングのおはなし会の実施	①②平成15年	子どもだけでなく、大人も対象にしたおはなし会を開催している。	ストーリーテリングお豆の会	0円	実施日：毎月第3日曜日、月末休館日（みのりの里来館） （活動者8名）
52	事業協力	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	ブックスタートの実施	①②平成16年	乳児と絵本の出会いを支援し、乳児の親に対して良書の紹介等を行う。	岩倉市図書館 ブックスタート	0円	保健センターでの4か月健診時に実施 （活動者8名）

No.	Ⅰ．協働の形態	Ⅱ．総合計画の章	Ⅲ．担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
53	事業委託	3．利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政課	市民ふれ愛まつり事業	①②平成5年度	健康フェア、農業フェア、スポーツフェア、環境フェア、みんなの消費生活フェア、福祉フェスティバル、商工市民まつりをひとつのイベントとして集約し、各市民団体と協働で実施している。	いわくら市民ふれ愛まつり実行委員会	8,402,522円	11/8～9 (来場者延べ10,000人)
54	事業委託	3．利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政課	岩倉市観光まちづくり事業	①②平成25年度	市役所1階に「岩倉市観光情報ステーション」を開設し、観光情報の発信を行うとともに、観光まちづくり事業を企画・開催している。岩倉市PR大使「い〜わくん」のグッズを製作し、市内外に出店するとともに、イベント時に「い〜わくんSHOP」を出店し、販売することで、い〜わくん及び岩倉市のPRを行っている。	特定非営利活動法人いわくら観光振興会	17,507,523円	年間を通じて、観光情報の発信を行い、「いわくら観光講座」、「いわくらヨーヨー講座」、「ミニS Lマーケット」、「冬の鍋フェスinいわくら」などのイベントを企画、開催した。年間を通じて、い〜わくんグッズの製作・販売を行い、い〜わくんと市のPRに寄与した。
55	事業共催	3．利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政課	市民農園運営事業	①②平成5年度	各小学校区ごとに1園の基準で、農地を借り上げて市民農園として整備し、市民に貸し出している。市民農園ごとに運営協議会を設置し、事務局と利用者が協働で運営している。	市民による運営協議会	0円	市内に5箇所設置 区画数は163区画
56	事業共催	3．利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政課	農業体験塾	①②平成19年度	農業に興味のある人を対象に、農業者による講師の指導を受けながら、作物を植え、育て、収穫することを体験し、農業への興味、意欲を高める事業である。遊休農地の活用や将来の農業の担い手確保に繋げることを目的に活動している。	市内の農業者	92,000円	原則毎週日曜日(参加人数40名) 講師の指導を受けながら多品目の野菜の栽培に取り組んだ。

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
57	事業共催	3. 利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政課	野菜の広場事業	①②平成7年度	市内の農家のグループが、毎週水・土曜日に岩倉駅東西地下連絡道で新鮮な野菜の即売を行っている。	市内農産物生産者	0円	原則、毎週水・土曜日開催し、野菜等を販売。会員数は5名。
58	事業共催	3. 利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政課	稲作づくり農業体験	①②平成19年度	食育推進の一環として、生産者と消費者の交流や食に対する理解を深めることを目的に実施している。参加者（消費者）が生産者である農業者の指導のもと、田植え、草取り、稲刈り等、稲づくりの一連の作業を主に手作業で体験するもの。	市内農業者 愛知北農業協同組合 農業委員会	110,000円	田植え6/8 稲刈り11/2 (参加者16世帯)
59	補助・助成	3. 利便性が 高く魅力的で 活力あふれる まち	商工農政課	多面的機能交付金事業	①②令和2年度	地域において、市内の優良な農地環境を保全する団体について、国及び県とともに、農地の畔の除草や水路の泥上げなどの活動に対し補助金を交付する。	西市農地環境保全会 愛知北農業協同組合 北島農地環境保全会	3,496,800円	年間を通して、用排水路の草刈りや泥上げ、水路の軽微な補修等を実施。
60	事業委託	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	五条川親水事業	①②昭和61年度	岩倉の水辺を守る会に委託して、水辺まつりや親子魚釣り教室などのイベントを通じ、次世代を担う子どもたちに、ふるさとの自然のすばらしさや川との付き合い方などを楽しく学んでもらうとともに、市民に対する意識啓発を図った。また、在来種の保護・育成と外来種対策の推進のため、アカミミガメバスターズ（カメの捕獲調査・アカミミガメの駆除）を市民、市内企業、市民団体の協力のもとマルチパートナーシップで実施した。	市民企業 岩倉の水辺を守る会	903,000円	水辺まつり 8/3（407名） 親子魚釣り教室 10/11（23名） アカミミガメバスターズ（延べ市民24名＋4事業所） 設置6/21、11/1 回収6/22、11/2

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
61	事業委託	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	都市整備課	花のあるまちづくり事業	①平成8年度 ②平成13年度	市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付ける「花のあるまちづくり事業」や東町地内の五条川護岸に「緑化ウォール事業」として草花を植付けているが、市民ボランティア団体の「ふれあい花の会」により植付けや維持管理をお願いしている。	ふれあい花の会	【フラワーバンク】 335,843円 【花のあるまちづくり】 1,400,000円 【緑化ウォール】 390,000円	【フラワーバンク】 花苗配布5/15（196株） 10/23（196株） 【花のあるまちづくり】 委託業務履行期間 令和7年4月25日～令和8年3月31日 駅東西3,246株 【緑化ウォール】 委託業務履行期間 令和7年10月1日～令和8年3月31日 五条川護岸2,500株
62	事業共催	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	自主防災会訓練支援	①②平成25年度	自主防災会の地域合同防災訓練で、地域住民主体の自主的な防災訓練に市職員も参加し、連携して危機管理体制を充実させている。	自主防災会	0円	【地域合同防災訓練】 ・南小学校区5/18（雨天中止） ・東小学校区10/26（113人） ・五条川小学校11/16（180人） ・北小学校区11/30（245人）
63	事業共催	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	防犯推進事業	①②平成16年度	【犯罪撲滅啓発活動】 防犯ネットワーク会議の構成員を中心に街頭での啓発活動を実施する。 また、年末に、青色防犯パトロール出発式と江南警察署が実施する年末特別警戒を併せて開催する。 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 江南警察署が実施する講習会への参加に対する支援を行う。	防犯ネットワーク会議 地域安全パトロール隊（市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者）	142,940円	【犯罪撲滅街頭啓発活動】 振り込め詐欺防止啓発6/13 夏の街頭啓発活動 8/8 秋の啓発活動10/16、10/20 年末の街頭啓発活動 12/19 【年末青色防犯パトロール合同出発式】 12/19（約50名） 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 10/6（33名）、10/27（28名）
64	事業共催	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	交通安全事業	①②昭和56年度	【交通安全推進協議会】 交通安全街頭指導を実施するとともに、交通事故防止に関する情報提供を行う。	交通安全推進協議会	186,780円	【街頭指導】 毎月1回と春季を除く各季の運動期間中に1回実施（委員数：112名）

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ．協働事業					Ⅴ．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
65	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	交通安全事業	【五条川交通少年団】①②昭和52年度 【交通安全母の会】①②平成3年度	【五条川交通少年団】 五条川小学校の児童で構成する交通少年団の活動を支援する。 【交通安全保護者会】 市内の幼稚園の保護者で構成する母の会の活動を支援する。	五条川小学校児童及び保護者 市内幼稚園園児の保護者	111,023円	【五条川交通少年団(団員30名、代表世話人1名、世話人5名)】 7/17 夏の活動(学校内での啓発) 12/22 冬の活動(自転車交通安全教室) 【交通安全保護者会(会員48名)】 街頭啓発活動→啓発活動実施(年長園児、両親、祖父母に啓発品を配布) 各幼稚園で交通安全教室(各幼稚園会員)
66	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	環境フェア	①②平成3年度	市民団体・事業者・市の環境に関する取組の公表の場であり、それにより環境啓発を図り、自然との共生や循環型社会の構築、快適な生活環境づくり等を目指す。	市民環境フェア実行委員会	598,091円	11/8、9(不明)
67	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	五条川水生生物調査	①不明 ②平成10年代	岩倉ナチュラリストクラブに講師を依頼し、市内小学生を対象に「五条川水辺のいきもの調査～目印モンスターを探せ～」を実施した。	岩倉ナチュラリストクラブ	0円	7/25(27名)
68	事業共催	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	クリーンアップ五条川	①②昭和60年度	岩倉の水辺を守る会が主体となり、五条川の待合橋から井上橋までの兩岸と川底を清掃することを通じて、市民に対する意識啓発を図った。	市民市民団体行政区企業	0円	3/7(427名)

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
69	事業共催	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	緑のカーテン事業	①②平成21年度	「緑のカーテン」を、岩倉市婦人会の協力のもと、公共施設に設置するとともに、市内の事業者の協力を得て、各事業所でも設置してもらった。 また、岩倉南小学校及び岩倉東小学校4年生を対象に「緑のカーテン教室」を開催、参加した児童には苗を配布し、各家庭での取組にもつなげた。	市民 岩倉市婦人会 企業	641,665円	緑のカーテン設置数 公共施設：22施設 事業所：15事業所 緑のカーテン教室 岩倉南小学校：6/3（87名） 岩倉東小学校：6/11（21名）
70	事業共催	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	自然生態園イベント	①②平成8年度	岩倉ナチュラリストクラブに協力をいただき、観察会等の生物多様性に関するイベントを行い、親子で自然と触れ合う貴重な機会の提供に努めている。	岩倉ナチュラリストクラブ	102,540円	ショウブとヨモギの配布（5/3・130人） SDGsクイズラリー（5/24・18人） マコモ刈り（6/14・20人） 夜の観察会（7/26・80人） いちにち昆虫館（9/20・40人） とんぼ池であそぼう（10/11・65人） クリスマスリースづくり（12/14・17人） バードウォッチング（1/17・9人） 計379人
71	事業共催	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	クリーンチェックいわくら	①②平成12年度以前	地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓発を図る。	市民 市民団体 行政区 市内企業 環境フェア実行委員会	212,343円	実施期間：10/18～11/7 一斉実施日：10/25 参加団体及び人数：143団体6,515人
72	事業共催	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	商工農政課	消費生活フェア関係事務	①②昭和53年度	市内の3つの消費者団体が連携し、安全安心な消費生活と環境にやさしい暮らしづくりの普及をしている。	消費生活モニター 岩倉団地自治会 渉外部 岩倉青年会議所	302,502円	11/8～9 (来場者：延べ2,030人)

No.	Ⅰ． 協働の形態	Ⅱ． 総合計画の章	Ⅲ． 担当部署	Ⅳ． 協働事業					V． 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
73	補助・助成	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	防災対策用備品等整備補助事業	①②平成23年度	災害時に地域住民の安全を確保するため、必要とする備品の購入を補助金として交付している。	自主防災会	840,000円	16防災会 23件
74	補助・助成	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	地域猫避妊・去勢手術補助金	①②平成22年度	市内に生息する飼い主のいない猫（地域猫）の不必要な繁殖、周囲に対する迷惑の未然防止及び人と地域猫が共生しながら市民の快適な生活環境の確保を図るため、地域猫の避妊・去勢手術に要する費用の一部を、岩倉猫の会に対して補助する。 【補助額】 オス猫去勢 1頭あたり 6,500円（上限） メス猫避妊 1頭あたり 8,000円（上限）	岩倉猫の会	284,000円	オス猫去勢 20頭 メス猫避妊 20頭
75	補助・助成	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	岩倉市資源ごみ回収団体助成金	①②平成5年	ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、資源の回収を推進する団体に対し助成金を交付する。対象となる資源は、古紙類、布類で、買取り価格が1キログラム当たり5円未満となった場合に、その差額分を交付する。	行政区 子ども会 保育園父母の会 小中学校PTA 社会福祉協議会等	748,925円	各団体が数人～数十人規模で年間3回以上を目安として実施した。 25団体に対して、748,925円を助成した。
76	補助・助成	4．環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	分別収集、古紙と古着の日	①②昭和54年度頃	家庭から排出される資源物（古紙・古着類）等を、行政区の協力のもと分別収集集積場にて収集し、市により適正な処理を行うもので分別収集については約70箇所に対し1箇所につき1,500円/回、古紙と古着については約40箇所に対し1箇所につき800円/回の協力金を支払うもの。	市民 行政区	12,078,519円	毎月1回、7地区ごとに決められた場所で実施。778tの資源を回収した。

No.	Ⅰ．協働の形態	Ⅱ．総合計画の章	Ⅲ．担当部署	Ⅳ．協働事業					Ⅴ．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
77	事業協力	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	アダプトプログラム事業	①②平成19年度	身近な公園、道路等の公共施設の美化、清掃について、市民や事業者等が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム（里親制度）を実施し、居住環境及び都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	登録団体（市民・事業者）	48,376円	【アダプトプログラムの日】 5/30(雨天のため中止) 【アダプトプログラム登録団体・人数】 (57団体・2,272人)
78	事業協力	4. 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	環境政策課	五条川桜並木保全事業	①不明 ②平成19年度	手の届く範囲の支障枝や胴吹き・ひこばえの剪定。市で購入した樹木専用肥料（グリーンパイル）を打ち込む施肥作業も協働で実施している。	岩倉五条川桜並木保存会	1,328,367円	市で購入した樹木専用肥料（グリーンパイル）を打ち込む施肥作業を年間9回実施。また、枯れ枝・腐朽枝などの支障枝の剪定を合計9回、桜に害を及ぼすベッコウタケの調査・処理を随時実施。
79	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	企画財政課	SDGs普及推進業務	①②令和3年度	SDGsの普及推進を図るため、日本福祉大学と連携し、普及推進イベントを企画・立案・運営する。	日本福祉大学	275,000円	①南中ふれ愛フェスへのSDGs普及推進ブース（SDGsカルタ体験など）の出展（11/1） 参加者数 158人 ②SDGsファッションショー「IWAKURA SDGs COLLECTION2025」の開催（11/9） 学生モデル12人・公募モデル2人参加 ③いわくらにほんごクラスコラボ事業「SDGsについてみんなではなそう」の開催（1/24） 参加者数 27人

No.	Ⅰ．協働の形態	Ⅱ．総合計画の章	Ⅲ．担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
80	事業委託	5．協働と自治による持続可能なまち	行政課	「スマホ活用講座」実施委託業務	①令和6年度 ②令和6年度	高齢者等の市民向けにデジタルリテラシー向上のためのデジタル教室を実施することで、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現をめざす	H L C ・ ふれあい塾	255,265円	第1回 6月14日（土）・6月28日（土） 第2回 8月9日（土）・8月23日（土） 第3回 10月9日（木）・10月23日（木） 第4回 11月13日（木）・11月27日（木） 第5回 1月12日（月）・26日（月） 第6回 2月9日（月）・23日（月） 参加者延べ152人
81	事業委託	5．協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	市民活動支援センター業務委託	①②平成22年度	市民活動支援の拠点として開設した市民活動支援センターの業務を委託した。登録団体に対して、印刷費・会議室使用料の減免等により活動支援したほか、ホームページ・情報誌・SNSなどにより活動内容の紹介を行うとともに、団体設立や助成金に関する相談業務を実施した。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	8,237,761円（消耗品費734,497円、通信運搬費182,901円、委託料7,320,363円）	【センター登録団体数】233団体 【〃利用者数】39,241人 【〃利用件数】3,815件 【〃情報発信件数（岩倉駅地下通路モニター放映番組数）】401件
82	事業委託	5．協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	「市民プラザまつり」業務委託	①②平成26年度	市民活動団体と市民の交流や情報共有に加え、団体の活動成果の発表や報告ができる場として開催した。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	88,040円（市民活動支援センター委託料を含む）	開催日：10/18,19 ・団体パネル展示（16団体、学校関係1） ・活動発表ステージ（18団体） ・活動紹介ブース（16団体、企業1） ・絵本読み聞かせ（2団体）
83	事業委託	5．協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	「65歳の集い」業務委託	①平成24年度 ②平成25年度	65歳の市民を対象として、新たな出会いやつながりを作るきっかけとして、地域活動につながる講演会等を開催した。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	174,440円（市民活動支援センター委託料を含む）	開催日：7/27 47名 健康講座、交流ワークショップ

No.	Ⅰ．協働の形態	Ⅱ．総合計画の章	Ⅲ．担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
84	事業委託	5．協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	「初期日本語教育支援事業」委託	①令和6年度 ②令和4年度	初期日本語教育の取組を行うとともに、外国籍市民の社会参加を促し、多文化共生社会の実現につなげる。 (令和4,5年度は市民活動助成金の行政提案・協働事業コースにより支援、令和6年度から委託)	いわくらにほんごクラス	600,000円	【第1期(5,6月)】学習者延べ99名、サポーター延べ84名 【第2期(9,10月)】学習者延べ76名、サポーター延べ80名 【第3期(1,2月)】学習者延べ64名、サポーター延べ79名 【スポット開催(岩倉団地)】学習者延べ9名、サポーター延べ16名
85	事業委託	5．協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	地域力活性化支援事業	①②令和4年度	地域の持続可能性と地域力活性化について考えるワークショップ 「未来寄合」を開催するもの。地域課題の解決と行政区の負担軽減につながる新たな地域自治のあり方を検討することを目的とする。	・まち楽房有限公司 ・ワークショップ参加者	1,760,000円	・北小校区未来寄合トライアル(全5回) 参加者延べ120名 ・未来志向の地域づくり研修(職員研修)(全2回) 参加者延べ55名 ・未来寄合フォーラム 参加者59名
86	事業委託	5．協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	行政区デジタル化支援事業	①②令和6年度	行政区のデジタル化を支援するため、自治会専用アプリ「結ネット」の導入を進めるもの。	・スターキャット株式会社 ・行政区	623,370円	・6区で新規導入(令和6年度～、計11行政区が導入済) ・概要説明会(1回)参加者23名 ・操作説明会(1回)参加者15名 ・情報交換会(1回)参加者14名
87	事業委託	5．協働と自治による持続可能なまち	学校教育課	中学生海外派遣事業	①平成9年度 ②平成11年度	国際理解教育の一環として、中学生海外派遣事業を実施し、派遣団をモンゴルに派遣した。派遣団は、市内在住の中学生10人(3年生6人、2年生1人、1年生3人)で、応募者の中から選考会、抽選会を経て決定した。現地では、ホームステイや現地校生徒との交流を通じて、文化や歴史、その生活様式等を学ぶことで国際感覚を養うことを目的とする。	岩倉市国際交流協会	2,510,446円	市内中学生参加者：10名 【事前研修】3回 (5/24・6/21・7/12) 【中学生海外派遣】7/31～8/8

No.	Ⅰ．協働の形態	Ⅱ．総合計画の章	Ⅲ．担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
88	補助・助成	5．協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	市民活動助成金事業	①②平成24年度	まちづくりや地域課題を解決する事業に取り組む団体に対し、対象経費の一部を助成している。立ち上がり支援コース、はじめての一步コース、市民提案・公益的事業コース、行政提案・協働事業コースの4種類がある。	市民活動支援センター登録団体、市内に拠点のある法人格を有する団体等	466,000円（助成金376,000円、審査委員会委員報酬90,000円）	【立ち上がり支援コース】 対象事業なし 【はじめての一步コース】 対象事業なし 【市民提案・公益的事業コース】 ・岩倉ボランティアサークル（児童対象事業） ・東海つばめ学習会 岩倉教室（学習支援） ・まちづくり百貨店（農×市民交流） ・ミズベリング岩倉・五条川（五条川でSUPの推進） 【行政提案・協働事業コース】 ・地域のしあわせを考える会（町内会のあり方を学びあうワークショップ） ・社会福祉法人曾野福祉会（多文化子育てサロン）
89	補助・助成	5．協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	区育成補助金事業	①②昭和51年度	行政区（30区）に対し、区の運営に関する経費の一部を補助している。	行政区	4,279,550円	各区に対して1世帯あたり170円、区の親睦事業1事業あたり10,000円を補助

No.	Ⅰ．協働の形態	Ⅱ．総合計画の章	Ⅲ．担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
90	補助・助成	5．協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	国際交流事業補助事業	①②平成5年度	「日本語ひろば」や「料理教室」、「国際交流セミナー」など国際交流の推進を図る事業を実施する団体に対し補助するもの。団体の実施する事業に国際交流員とともに企画から参加するなどの支援やイベント等の周知を行っている。	岩倉市国際交流協会	425,000円	【国際交流セミナー】40人 【ホームステイ】6人 【各種イベント】 世界のお惣菜 延べ40人、国際交流員交流イベント 7人、話そう知ろう世界のいろいろ 20人、多文化共生（交流）参加者12人・ゲスト3人、ふれ愛まつり 約150人 【日本語ひろば】延べ133人 【みらいクラス】延べ1,300人 【英語をしゃべろう会】各回10人程度
91	事業協力	5．協働と自治による持続可能なまち	秘書人事課	広報いわくら音訳事業	①不明 ②平成13年度	市の広報紙を音訳し、目の不自由な人に提供している。	音訳の会あめんぼ	240,000円	視覚障がい者6人に郵送で提供。また、ホームページでも視聴が可能。
92	事業協力	5．協働と自治による持続可能なまち	秘書人事課	広報紙発行业務	①昭和39年度 ②不明	「協働のまちづくりコーナー」で市民活動団体の情報を提供している。特集等ではできるだけ市民活動団体が登場したり、関連情報を掲載するようにしている。	市民活動団体等	0円	特集 5団体 協働のまちづくりコーナー 17団体 フォトニュース等 12団体
93	事業協力	5．協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	男女共同参画講座（生涯学習講座）	①②平成12年度	男女共同参画の普及・啓発を目的とした生涯学習講座で、市民による企画委員が企画運営をする。	男女共同参画講座企画委員	生涯学習センター指定管理料から講師謝礼	「みんな違ってあたりまえ！お互いを認め合おう」（全3回） 延べ16人

No.	Ⅰ．協働の形態	Ⅱ．総合計画の章	Ⅲ．担当部署	Ⅳ．協働事業					V．実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5) 令和7年度決算状況	実施回数や参加者数など
94	事業協力	5．協働と自治による持続可能なまち	学校教育課	被爆体験談等を聞く会	①②平成14年度	被爆体験や戦争体験談を聞き、原爆や戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学習するもの。	愛友会 語り部の会	50,000円	各小中学校の要望に合わせ、地域の方を学校に派遣し、被爆体験や戦争体験談をお話いただいた。体験者から直接話を聞くことで、児童生徒は平和の大切さについて学ぶことができた。
95	事業協力	5．協働と自治による持続可能なまち	学校教育課	コミュニティ・スクール事業	①②令和5年度	保護者や地域が一定の権限を持って学校運営に参画することにより、目標やビジョンを共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営に取り組む。	地域人材（各校10名程度）	620,000円	岩倉中学校区の3小学校と1中学校は令和5年度に準備委員会を開催し、令和6年度より実施。南部中学校区の2小学校と1中学校は令和6年度に準備委員会を開催し、令和7年度より実施。各小中学校ごとに地域人材と連携し、地域ぐるみで教育を行っていく。
96	事業協力	2．個性が輝き心豊かな人を育むまち	学校教育課	学校給食事業	①②昭和53年度	各小中学校のPTAの代表を委員に含めた学校給食センター運営委員会を年に数回開催し、給食センターの運営に関する重要な事項及びこれに伴う調査研究を行い、給食センターの運営方針を決定する。また、献立作成や食材選定についてもPTAの代表を含め決定している。	保護者の代表	55,000円	【学校給食センター運営委員会】7/10・2/10 【献立作成委員会】年7回（うち保護者代表の参加 5回） 【物資選定委員会】年11回（うち保護者代表の参加 9回）
97	その他	5．協働と自治による持続可能なまち	生涯学習課	地域学校協働活動推進事業	①②令和6年度	地域連携コーディネーターとして、学校と地域を結びつける活動を行う。	地域連携コーディネーター	6,999,059円	岩倉市内の小中学校で延べ2,306時間。

【協働の形態】

☒ 事業委託	☐ 事業共催	☐ 補助・助成	☐ 後援	☒ 事業協力	☐ その他
--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--	------------------------------

事業名	地域福祉計画推進事業		担当部署	福祉課
協働相手	岩倉市社会福祉協議会		協働相手の実人員 (R8. 4. 1)	-
目的	「第3期岩倉市地域福祉計画（令和5年度～令和11年度）を推進するために、地域福祉活動の中心的な役割を担う岩倉市社会福祉協議会と岩倉市が共同事務局として関係機関等と連携を図りながら、必要な事業の実施、学びの機会の提供を行うことを目的とする。			
実績 (実施内容等)	・地域つながりカフェ全4回 参加者数延べ59人 ・地域つながりカフェ+（プラス） 参加者数32人 ・地域つながり講演会 参加者数33人 ・顔の見える連携交流会 参加者数延べ148人 等			
決算状況（円）	① 総事業費 (R6) 140,567 円	② 協働相手への支払額 (R6) 140,567 円	③ 国や県からの補助金 (R6) 70,000 円	
	(R7) 137,683 円	(R7) 137,683 円	(R7) 68,000 円	

協働相手について

◆協働相手の主な活動内容・抱えている課題等

地域福祉活動の推進、ボランティアの育成・支援、地域住民の相談支援など、本市の地域福祉の中核を担う活動を幅広く展開している。

（抱えている課題）

職員のライフステージの変化等による人員の入れ替わりが多く、ノウハウの蓄積が難しい状況にある。

事業に対する担当部署の評価

◆協働相手との連携・取組の工夫

社協の限られた人員体制や業務負担を考慮し、市と社協で密にコミュニケーションを図りながら事業を進めた。具体的には、社協が地域団体との関係構築や調整といった本来の強みを発揮できるよう、市側で対応可能な事務調整等について積極的にサポートを行い、円滑な事業運営ができるよう柔軟な役割分担を工夫した。

◆協働で実施したからこそ生まれた効果

行政単独では難しい、地域で活動する団体同士の「顔の見える横のつながり」を構築することができた。例えば、サロンの活動内容（毎回の手法）に悩んでいた団体に対し、他の団体が体操や楽器演奏などを提供して協力するといった、団体同士（地域資源）の自発的な助け合いやマッチングが生まれた。これは、日頃から地域団体とパイプを持つ社協を交えて協働したからこそ生まれた大きな成果である。

◆協働で進める上での課題と今後の方向性

今後は、社協が持つ「地域支援のコーディネート機能」をより主体的に発揮できるような体制づくりが課題である。現状は市が運営を牽引する場面も多いため、今後は、市と社協の役割分担

を改めて整理・明確化したい。社協の事務負担軽減等を図りつつ、地域福祉推進の中心的な役割として主体的に動ける環境を整えるため、引き続き共同事務局として協議を重ねていく。

審議会評価（評価、課題、改善点等）

本事業は、地域福祉計画を推進するうえで継続が必要である。そのためにも、協働相手である岩倉市社会福祉協議会の体制強化が重要であり、あわせて、高齢者向けの事業を中心に行っているという印象を払拭する取組を、市と社会福祉協議会が協働して進める必要がある。

審議会評価を踏まえた担当課の対応方針

社会福祉協議会の地域福祉活動が高齢者福祉中心といったイメージに対しては、現在推進している第3期地域福祉計画においても団体活動の活性化を図る取組の中で、高齢者対象だけでなく、障がいや子どもといった属性を問わない広い層を対象とした地域福祉活動に取り組んでいる。子ども食堂への支援や、障がい者が参加できる各種行事の開催などの活動実態を、具体的に広報紙等で周知する必要がある。また、社会福祉協議会と行政がこういった取組のひとつひとつに緊密に連携しながら役割の確認をすることで、社会福祉協議会の体制強化につながるようにしていく。

協働の取組状況 個別シート（令和7年度実施事業）

【協働の形態】

☒ 事業委託	☐ 事業共催	☐ 補助・助成	☐ 後援	☒ 事業協力	☐ その他
--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--	------------------------------

事業名	聴覚障がい者に対する情報保障		担当部署	福祉課
協働相手	手話サークルこいのぼり、要約筆記サークルさくら、尾北地区聴覚障害者福祉協会、愛知県聴覚障害者協会		協働相手の実人員 (R8.4.1)	245人
目的	聴覚障がい者に対し、様々な生活場面で音声によらない情報提供を行う。			
実績 (実施内容等)	市行事における手話通訳及び要約筆記の設置。聴覚障がい者個人の用件に対する手話通訳及び要約筆記者の派遣。手話について学ぶ市民及び職員向けの手話講習会の講師依頼。手話奉仕員を育成するための養成講座の委託。 1 行事への設置（こいのぼり、さくら） （手話）いわくら夏まつり、敬老会、いわくら市民ふれ愛まつり等 （要約筆記）敬老会、健康フェア講演会等 2 個人への派遣（愛聴協、さくら） （手話）30件 （要約筆記）9件 3 手話講習会講師（こいのぼり）R8.3.4開催 参加者 18人 4 手話奉仕員養成講座委託（尾北聴協） 入門過程 R7.5.10～R7.9.27 基礎課程 R7.6.4～R7.10.22 スキルアップ講座 R7.9.2～R7.11.25			
決算状況(円)	① 総事業費 (R6) 1 100,120円（手話） 88,800円（要約） 2 174,115円（手話） 32,320円（要約） 3 6,000円 4 143,836円		② 協働相手への支払額 (R6) 1 100,120円（手話） 88,800円（要約） 2 174,115円（手話） 32,320円（要約） 3 6,000円 4 143,836円	
	(R7) 1 49,600円（手話） 69,600円（要約） 2 104,875円（手話） 37,180円（要約） 3 6,000円 4 179,540円		(R7) 0円	

協働相手について
◆協働相手の主な活動内容・抱えている課題等 1 主管課からの依頼により手話通訳及び要約筆記者を設置。 サークルメンバーの高齢化、新規参加者の獲得が難しいなど、人員確保が課題となっている。 行政や社会福祉協議会主催の養成講座はあるが、講座参加者自体の確保にも苦慮している。 2 聴覚障がい者からの申請により、公共機関、医療機関での手続などに手話通訳及び要約筆記者を派遣。 3 尾北聴協に講師派遣を依頼。 4 岩倉市、犬山市、江南市、大口町、扶桑町で共催。尾北聴協に運営委託
事業に対する担当部署の評価
◆協働相手との連携・取組の工夫 市行事への手話通訳の設置では、事前に担当課より当日のシナリオなど資料を提供している。 手話講習会では、担当課と講師で、構成などについて打合せを行った上で実施している。
◆協働で実施したからこそ生まれた効果 聴覚障がい者に対し、様々な場面での音声によらない情報提供をすることができた。
◆協働で進める上での課題と今後の方向性 引き続き、派遣や講座などを通し、聴覚障がい者への情報保障に努める。
審議会評価（評価、課題、改善点等）
本事業により、聴覚障がい者に対する情報保障は概ね確保されている。将来的な手話通訳者の担い手不足が懸念されるものの、筆談に加え、遠隔手話通訳や音声の文字化を行うアプリ等の普及により補える可能性もあるため、聴覚に障がいのない人に対しても、その存在を周知する必要がある。
審議会評価を踏まえた担当課の対応方針
手話通訳者や要約筆記者の新たな担い手の確保のため、社会福祉協議会による福祉実践教室やボランティア養成講座などの実施を引き続き支援する。 加えて、聴覚障がい者にとって、手話や要約筆記など非音声による情報取得が不可欠であることを周知するとともに、アプリなど新たな技術の普及により聴覚障がい者への情報保障がさらに進展するよう、健聴者に対し「聞こえない」ことへの理解を深め、当該アプリの積極的な利用など支援のためにできることを考えてもらう取組も必要である。

協働の取組状況 個別シート（令和7年度実施事業）

【協働の形態】

☐ 事業委託	☐ 事業共催	☐ 補助・助成	☒ 後援	☐ 事業協力	☒ その他
-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--	-------------------------------	---

事業名	岩倉市におけるユニバーサルデザインの推進		担当部署	企画財政課
協働相手	いわくら・ユニバーサルデザイン研究会		協働相手の実人員 (R8. 4. 1)	12 人
目的	岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針を基に、岩倉市のユニバーサルデザインを推進する			
実績 (実施内容等)	・ 小学校UD講座 ・ 車いすマーク駐車場を必要としない人が停めないキャンペーン ・ 人にやさしい街づくり地域セミナーin 岩倉			
決算状況（円）	①総事業費 (R6) 0 円	②協働相手への支払額 (R6) 0 円	③国や県からの補助金 (R6) 0 円	
	(R7) 0 円	(R7) 0 円	(R7) 0 円	

協働相手について

◆協働相手の主な活動内容・抱えている課題等

市民にユニバーサルデザインの考え方を知ってもらい、意識を高めるため、様々な事業を行っている。特に学童期からのユニバーサルデザインへの意識付けを目的としたUD講座に力を入れて活動している。

会員が高齢化しているため、活動を引き継いでいく若い担い手の確保が課題である。

事業に対する担当部署の評価

◆協働相手との連携・取組の工夫

各種事業やイベントにおける出展場所の確保・調整、広報紙での周知、当日の運営支援を行ったほか、教育委員会や学校との連絡調整を支援した。

また、研究会の会議に出席し、情報交換や運営支援を行った。

◆協働で実施したからこそ生まれた効果

多くの市民の目に触れることで、広く市民にユニバーサルデザインの意義や必要性を伝えることができた。また、学童期からユニバーサルデザインへの意識付けをすることができた。

UD研究会がもつネットワークを生かして事業内容を充実させることができた。

◆協働で進める上での課題と今後の方向性

職員向けの研修を定期的実施するなど、ユニバーサルデザインの考え方や研究会の活動を改めて職員に周知することにより、協働での事業推進の円滑化を図る。

引き続き活動の支援を行うことで、市のユニバーサルデザインの推進を図る。

審議会評価（評価、課題、改善点等）

いわくら・ユニバーサルデザイン研究会が長年活動を継続し、会員の世代交代も図られている点は評価できる。ただし、活動には実費が生じており、次の世代が活動を継続できるよう、財政的な支援のあり方についての検討や、振興指針の見直し等を通じて新たな担い手確保が求められる。また、各種サービス向上のため、職員向け研修は年1回程度の定期的な実施が求められる。

審議会評価を踏まえた担当課の対応方針

いわくら・ユニバーサルデザイン研究会が本市におけるユニバーサルデザイン推進の最も重要な協働相手として財政的な面を含めて持続可能な形で活動を継続できるよう、各種事業やイベント等の活動、会員や新たな担い手の確保等への支援を継続して行います。

研究会の活動の周知やユニバーサルデザインの意識啓発に努めるとともに、振興指針の見直しについて検討します。また、職員向け研修について定期的な実施に努めます。

協働の取組状況 個別シート（令和7年度実施事業）

【協働の形態】

☐ 事業委託	☒ 事業共催	☐ 補助・助成	☐ 後援	☐ 事業協力	☐ その他
-------------------------------	--	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

事業名	健幸づくりサポーター事業		担当部署	健康課
協働相手	健幸づくりサポーター		協働相手の実人員 (R8. 4. 1)	55 人
目的	市民の主体的な健康づくり活動を支援するために、様々な分野で健康づくりの視点を持って取り組む市民、地域団体、市民活動団体及び事業所等と連携し、誰もが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりを実現する。			
実績 (実施内容等)	●運動の推進事業 開催回数 78 回 延参加者数 1,667 人 ●食生活の改善事業 開催回数 18 回 延参加者数 112 人 ●健康情報の発信 4 回 (内容) 熱中症予防・食中毒予防・感染症予防・口腔機能維持について ●名鉄スイミングスクール岩倉と協働で運動講座（2 回コース）を実施 第 1 回保健センター 16 人、第 2 回名鉄スイミングスクール岩倉 12 人 ●（株）ヤクルト東海と協働で健康測定会を実施（2 日間） 参加者数 85 人			
決算状況（円）	①総事業費 (R6) 274,705 円	②協働相手への支払額 (R6) 0 円	③国や県からの補助金 (R6) 0 円	
	(R7) 450,718 円	(R7) 0 円	(R7) 0 円	

協働相手について

◆協働相手の主な活動内容・抱えている課題等

運動の推進事業では、企画や事業の周知、当日の会場設営等において健幸づくりサポーターの協力を得ている。健康課は会場の借用、広報への掲載、講師料の支払い、開催時の運営に携わっている。

食生活の改善事業については、健幸づくりサポーターに健康に良いレシピの作成に協力してもらっている。サポーターが高齢となっているため、新たなサポーターの養成が課題となっている。

事業に対する担当部署の評価

◆協働相手との連携・取組の工夫

健幸づくりサポーター自らが参加したい運動事業を開催することで、自主的に協力してもらえる体制を整えている。

健康課単独では実施できない内容の事業を開催できている。

◆協働で実施したからこそ生まれた効果

健幸づくりサポーター自身が周囲の人たちに周知を行うことで、地域のあらゆる場面において情報が広がるという効果が出ている。

企業と協働で事業を行うことで、参加者する市民の層の広がりがみられる。

◆協働で進める上での課題と今後の方向性

個人・団体・事業所等と協働で事業を実施することで、健幸づくりのさらなる広がりが期待できる。

審議会評価（評価、課題、改善点等）

健幸づくりサポーターは増加傾向にあるが、年齢層が高く、若い世代への広がりが課題である。担い手が担い手を誘う仕組みに加え、資源活用や広域連携などによる多彩なメニューは市が積極的に展開するなど、「誰もが」参加できる取組を市と健幸づくりサポーターが協働して進める必要がある。

審議会評価を踏まえた担当課の対応方針

健幸づくりサポーター事業は平日の昼間の開催が多いが、健康課主催の健康増進事業では、土日に開催する事業を実施している。若い世代が参加しやすい事業のあり方について検討していきたい。

協働の取組状況 個別シート（令和7年度実施事業）

【協働の形態】

☐ 事業委託	☐ 事業共催	☐ 補助・助成	☐ 後援	☒ 事業協力	☐ その他
-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--	------------------------------

事業名	他機関連携による健康教育		担当部署	健康課
協働相手	老人クラブ、民生委員・児童委員等		協働相手の実人員 (R8. 4. 1)	-
目的	地域の関係団体・企業等と連携し、健康教育を実施することで、市民自ら健康づくりに取り組む事を支援する。			
実績 (実施内容等)	健幸づくり出張講座（健康教育） 33回実施、722人参加			
決算状況（円）	①総事業費 (R6) 0円	②協働相手への支払額 (R6) 0円	③国や県からの補助金 (R6) 0円	
	(R7) 0円	(R7) 0円	(R7) 0円	
協働相手について				
◆協働相手の主な活動内容・抱えている課題等				
団体、事業所、高齢者サロン、民生委員・児童委員、老人クラブ等から依頼があった場合に健康課の職員が『健幸伝道師』として健康教育を実施した。				
事業に対する担当部署の評価				
◆協働相手との連携・取組の工夫				
団体からの依頼を待つだけでなく、健康課から高齢者サロン等に連絡して、健康教育を実施させてもらうこともあった。				
◆協働で実施したからこそ生まれた効果				
保健センターには来所されない市民に対して、健康教育を実施する機会を作ってもらうことができた。生活習慣病予防や介護予防の話をして、運動等の実技を実施したことにより、市民の健康づくりを支援することができた。				
◆協働で進める上での課題と今後の方向性				
健康教育の内容の改善と実施内容の見直しにより、効果のある健康教育を継続して実施していきたい。				
審議会評価（評価、課題、改善点等）				
本事業では、依頼に応じて対象者に合わせた内容で健康教育を実施している。この取組について、積極的に周知する必要がある。				
審議会評価を踏まえた担当課の対応方針				
本事業については、広報やホームページへの掲載及びチラシ配布にて周知をすすめてきたが、SNSの活用などで、さらに積極的に周知していきたい。				

協働の取組状況 個別シート（令和7年度実施事業）

【協働の形態】

☐ 事業委託	☒ 事業共催	☐ 補助・助成	☐ 後援	☐ 事業協力	☐ その他
-------------------------------	--	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

事業名	認知症サポーター養成事業		担当部署	長寿介護課
協働相手	いわくら認知症ケアアドバイザー会		協働相手の実人員 (R8. 4. 1)	24 人
目的	認知症などになっても地域で安心して暮らすための支援をおこなう			
実績 (実施内容等)	令和7年度認知症サポーター養成講座の開催：5回（受講者 298 人）			
決算状況（円）	① 総事業費 (R6) 32,809 円	② 協働相手への支払額 (R6) 0 円	③ 国や県からの補助金 (R6) 0 円	
	(R7) 87,199 円	(R7) 0 円	(R7) 0 円	

協働相手について

◆協働相手の主な活動内容・抱えている課題等

主な活動として、小学校や企業等へ出向き、「認知症サポーター養成講座」を開催することで、地域における認知症への理解促進に努めています。また、認知症の本人やその家族が気軽に集える交流の場として「みんなのお家ケアドカフェ」を運営しています。その他にも、「介護・認知症に関する映画上映会」への企画運営の協力や、岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会などの委員を務めるなど、行政と連携した認知症施策の推進にも積極的に取り組んでいます。

事業に対する担当部署の評価

◆協働相手との連携・取組の工夫

ボランティア団体としての特性を活かし、当該団体の活動に積極的に寄り添うことを考えています。定例会に市職員が参加し、会員が大切にされている想いや意見を丁寧に伺い、活動の方向性を共有するように努めています。

◆協働で実施したからこそ生まれた効果

認知症への正しい理解を促す「認知症サポーター養成講座」の開催や、認知症本人とその家族が交流できる場の「みんなのお家ケアドカフェ」の運営など、認知症の理解の啓発と支援を行う活動団体と協働することで、地域社会に「知る」と「集う」の連鎖が生まれました。これにより、認知症の人を地域全体で支え合う体制の構築が図られています。

◆協働で進める上での課題と今後の方向性

会員の高齢化に伴い、団体の持続可能性を維持するとともに、時代に即した活動内容を進め、新しい会員を確保することを今後の重要課題と捉えています。

審議会評価（評価、課題、改善点等）

認知症を正しく理解してもらうことが重要であり、今後も普及啓発を継続していく必要がある。そのためにも、いわくら認知症ケアアドバイザー会の会員確保につながる活動をより支援していくことや、家族同士が語り合える場を提供することも支援のあり方として考えられる。

審議会評価を踏まえた担当課の対応方針

「認知症サポーター養成講座」や「介護・認知症に関する映画上映会」などを通じ、認知症に対する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組んでいきます。あわせて、いわくら認知症ケアアドバイザー会の活動を様々な場面において広く周知するなど、会員確保の支援に努めます。

また、認知症本人&家族交流会を開催し、認知症の本人やその家族が、意見や悩みなどを話し合える機会の場の創出を図っていきます。

岩倉市市民参加条例第 22 条 (主管課：協働安全課)

【条例の規定】 第 22 条
(公益的活動の支援) 第 22 条 執行機関は、地域団体や市民活動団体（以下「団体等」といいます。）が実施する公益的な活動に対し、次に掲げる支援をすることができます。 (1) 財政的支援 (2) 情報提供 (3) 前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項 2 市民は、公益的な活動を実施する団体等を支援するとともに、自らも活動に積極的に参加するよう努めるものとします。 3 団体等は、公益的な活動に積極的に取り組むとともに、支援を受けるに当たっては、活動の公益性や透明性を高め、市民の理解を得るよう努めるものとします。
【令和 7 年度の主な取組】
<財政的支援> ・地域課題の解決や市民福祉の向上、まちづくりへの貢献などを目的に、市民活動団体が主体的に取り組むモデル的な 6 つの事業に対し、市民活動助成金を交付した。【別紙 1】 ・行政区への区育成補助金をはじめとする各種補助金の交付、及び区長・区長代理者に対する謝礼の支給を行った。 <情報提供> ・広報いわくらの「協働のまちづくりコーナー」や市役所 1 階の「市民活動紹介コーナー」を通じて、市民活動団体のイベント等の周知・啓発を行った。 ・市民活動支援センターにおいて、ホームページや情報誌「かわらばん」等による団体の活動紹介やイベント・助成金等の情報発信を行うとともに、「まちづくりネットワーク」を通じた団体と市民とのマッチング支援を実施した。 ・行政区デジタル化支援事業の一環として、電子回覧板や情報受発信ツールとして活用できる自治会専用アプリ「結ネット」を新たに 6 行政区で導入（合計 11 区）した。 <その他> ・令和 4 年度から実施している地域力活性化支援事業の一環として、令和 7 年度は岩倉北小学校区の地域住民を対象に、参加者がチームを作り、小さな実践（トライアル活動）に取り組むとともに、地域の将来に向けた「仕組み」や「組織」のあり方について対話する場として、「未来寄合トライアル」を計 5 回開催した。あわせて、成果共有と、北小校区以外の地域にも取組を広げるきっかけとするため、「未来寄合フォーラム」を開催した。 また、庁内連携の促進及び地域と行政の関わり方について考えることを目的に、市職員を対象とした「未来志向の地域づくり研修」を全 2 回開催した。

岩倉市市民参加条例の推進状況
(条例の各規定に基づく事項編)

【令和7年度審議会での主な意見】
・まちづくりという言葉は、様々な部署が様々な観点で使っているため、各課が縦割りで地域に入ることによって混乱が生じることがある。持続可能な地域づくりに向けて、地域コミュニティ支援策の方向性を見出していくためには、「まちづくり」という言葉を岩倉市ではどのような言葉として使うのか、市と市民で共有することが必要であり、それを見いだすのが未来寄合である。
【令和7年度審議会での意見まとめ】
・持続可能な地域づくりに向けて、地域コミュニティ支援策の方向性を見出していくために、未来寄合は、今後も継続して取り組む必要がある。
【今後の課題】
＜財政的支援＞ ・市民活動助成金の活用促進。 ・行政区への補助金支援のあり方（地域課題への対応等）の検討。 ＜情報提供＞ ・「結ネット」導入済の行政区を含めた各行政区の実情に応じたデジタル化支援の検討。 ＜その他＞ ・持続可能な地域づくりに向けた、地域コミュニティ支援策の方向性の検討。
【今後の取組の方向性】
＜財政的支援＞ ・市民活動助成金制度の周知及び活用を促進するとともに、時代のニーズに応じたコース内容の随時見直しを行う。 ・社会環境の変化を踏まえ、行政区に対する補助金支援のあり方の再構築を進める。 ＜情報提供＞ ・市民活動支援センターを拠点とし、各種団体の活動紹介やマッチング支援を継続して実施する。 ・行政区の実情に応じたデジタル化支援事業のあり方について検討を進める。 ＜その他＞ ・岩倉北小学校区におけるこれまでの取組を継続するとともに、他の小学校区においても「未来寄合トライアル」を順次展開し、地域住民が主体的かつ自律的に地域課題を解決できる仕組みづくりを目指す。
【令和8年度審議会で出た意見・論点】
・結ネットの運用について、登録世帯や閲覧者は一定の割合でいるが、現状では紙の回覧板を廃止することは困難であり、紙媒体との併用を継続せざるをえない。 ・地域ごとに課題や担い手は異なるため、課題をリスト化し、市や市民、NPO、企業などの役割を明確にして取組を進めるとよい。

岩倉市市民参加条例の推進状況
(条例の各規定に基づく事項編)

【令和8年度審議会の意見まとめ】

未来寄合には大きな期待をしており、こういった組織を立ち上げる場合、市や市民活動支援センターは立ち上げや引き継ぎ、地域と企業等をつなぐ役割を担い、補助制度についても使いやすい仕組みを検討する必要がある。

岩倉市市民参加条例の推進状況
(条例の各規定に基づく事項編)

岩倉市市民参加条例第 23 条 (主管課：協働安全課)

【条例の規定】 第 23 条
(中間支援組織の設置) 第 23 条 執行機関は、協働が円滑かつ効果的に取り組まれるよう中間支援組織を設けるものとします。
【令和 7 年度の主な取組】
市民活動支援センターを中間支援組織と位置付け、市民活動団体と市民をつなぐ支援を実施した。センターの運営は NPO 法人ローカル・ワイド・ウェブいわくらに業務委託。 ＜市民活動支援センターの主な活動内容＞ ・「65 歳の集い」や「市民プラザまつり」を委託事業として開催し、市民活動への参加促進と、団体等の活動発表の場を提供している。 ・「助成金報告会」、「年忘れ交流会」、「初夢 de 交流会」等を通じて、団体同士のネットワーク構築を支援している。 ・福祉分野の団体と協働し、「すみよいまちづくり講座」の実施や、住民が気軽に集い交流できる場として「徳得とーくルーム」を開設している。 ・ホームページや情報誌「かわらばん」等を活用し、市民活動に関する情報やイベント、助成金等の情報を発信している。 ・「まちづくりネットワーク」の運営を通じ、団体と市民をつなぐマッチング支援を実施している。
【令和 7 年度審議会での主な意見】
・市民活動支援センターのスタッフは成長してきているが、中心となる人物が固定化している。そのため、内部研修やスタッフ間の情報共有をさらに進める必要性を感じている。 ・企業や学校など、多様な団体と協働できる仕組みができるとよい。
【令和 7 年度審議会での意見まとめ】
・中間支援組織は、行政や市民活動団体などを含む多様な主体をつなぐことが重要な役割である。
【今後の課題】
・中間支援組織としての専門的知見を有するスタッフの育成。 ・企業等とのマルチパートナーシップにつながる支援の実施。
【今後の取組の方向性】
・引き続き、市民活動支援センターを中間支援組織のハブと位置付け、行政、地域団体、市民活動団体、事業者等が協働の担い手として地域課題を共有し、相互に連携しながら取組を進めていく。

岩倉市市民参加条例の推進状況
(条例の各規定に基づく事項編)

【令和８年度審議会で出た意見・論点】

- ・ 中間支援組織の中心となる担い手は固定化しており、どの中間支援組織でも人が固定化するのはある程度やむを得ないが、次を育てることを意識して取り組む必要がある。
- ・ 市民活動支援センターの各種交流会は、様々な意見を持つ人や団体との出会いの場として効果的だが、企業ともつながる機会になるとよい。

【令和８年度審議会の意見まとめ】

中間支援組織には、団体同士をつなぐだけでなく、企業と地域の団体、地縁組織と市民活動団体をつなぐ役割も求められている。また、人と人をつなぐことに加え、必要な情報を適切につなぐことも重要である。さらに、地域の団体が行政の補助金に過度に依存せず、自ら収益を得て自主的に運営できるよう仕組みづくりを支援する必要がある。

岩倉市市民参加条例の推進状況
(条例の各規定に基づく事項編)

岩倉市市民参加条例第 24 条 (主管課：協働安全課)

【条例の規定】 第 24 条
(協働によるまちづくりを担う人材) 第 24 条 市民及び執行機関は、協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成に努めるものとします。 2 市民は、協働によるまちづくりを担う主体としての自覚を持ち、識見や資質を高めるよう努めるものとします。
【令和 7 年度の主な取組】
市民及び職員の意識醸成と育成を図るため、以下の事業を実施した。 <市民向け> ・主に行政区役員を対象とした地域リーダー協働講演会を開催。 ・市民有志を対象とした地域力活性化支援事業「未来寄合」を開催。 ・市民活動への理解促進と、協働のまちづくりを担う人材育成を目的としたフューチャーセッション（2 回連続講座）の開催。 ・小中学生を対象とした SDGs 関連セミナーを開催。 <職員向け> ・市民参加条例及び協働に関する研修（新規採用職員が対象）を実施。 ・職員協働研修（主任・主査級が対象）を実施。 ・未来志向の地域づくり研修を実施。
【令和 7 年度審議会での主な意見】
・行政区の役員を対象とした研修は毎年実施しているが、役員は 1 年交代が多いため、将来を見据えた人材育成のためには、役員の任期をもう少し長くする必要があるかもしれない。
【令和 7 年度審議会での意見まとめ】
・行政が企業の考えを知ることは非常に重要である。
【今後の課題】
<市民向け> ・持続可能な地域づくりに向けて、時代に即した地域支援のあり方及びその方向性を早期に見出すこと。 ・意欲のある市民の想いを具体的な地域活動へと結び付け、持続的な活動を支える仕組みを整備すること。 <職員向け> ・組織横断的に協働に関する施策を推進すること。

岩倉市市民参加条例の推進状況
(条例の各規定に基づく事項編)

【今後の取組の方向性】

＜市民向け＞

- ・地域力活性化支援事業「未来寄合」を通じて、住民が支え合い、地域課題を主体的に解決できる仕組みづくりを目指す。
- ・行政、地域団体、市民活動団体、事業者等が協働の担い手として地域課題を共有し、互いに連携しながら取組を推進する。

＜職員向け＞

- ・地域の諸課題に対して関係課が一体となって取り組むため、庁内の意見交換及び連携、連動の強化を図る。

【令和８年度審議会が出た意見・論点】

- ・行政区の役員は毎年交代するため、任期１年では前年の取組の引き継ぎで終わりがちである。高齢者・空き家・外国籍住民の増加など、地域の状況が大きく変化している一方で、活動は前年の引き継ぎにとどまっており、現状の打開は困難な状況である。
- ・市民活動では、参加者同士が知り合い、つながりを築くことが重要であり、そのためには対面で交流できる活動の場が必要である。

【令和８年度審議会の意見まとめ】

行政区の役員交代が早く、地域課題への継続的な対応が難しい中、未来寄合を通じて多様な世代や団体が対面で交流し、将来像を共有して具体的な活動につなげることが重要である。

4 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料

(1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第25条第4項の規定に基づき、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市自治基本条例第25条第1項及び第2項に定める検証に関すること。
- (2) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。
- (3) 岩倉市市民参加条例（平成28年岩倉市条例第2号）第25条に定める検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている岩倉市自治基本条例審議会の委員は、この条例による改正後の岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例(以下「新条例」という。)に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（令和5年12月26日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿

会長	岩崎 恭典	四日市大学名誉教授
職務代理者	村平 進	元岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	内田 英樹	市内の事業者（ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長）
委員	古田 亜希	市内の事業者（岩倉青年会議所副理事長）
委員	中村 功	区長会副会長
委員	大矢 ひろ子	民生委員・児童委員
委員	岡本 里恵子	市民活動支援センター
委員	芹澤 實	岩倉五条川桜並木保存会
委員	大野 高輝	市民委員
委員	木村 さや香	市民委員

（任期）令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 令和8年度岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）

回	開催日	内容
第1回	令和8年6月29日（月）	・自治基本条例の規定に基づく事項について ・市民参加条例の規定に基づく事項について
第2回	令和8年7月10日（金）	・市民参加条例の規定に基づく事項について
第3回	令和8年7月28日（火）	・市民参加条例の規定に基づく事項について ・自治基本条例及び市民参加条例に関する検証結果報告書について